

ブラジル向け水産物輸出ガイドブック

—動物由来製品検査部（DIPOA）登録の手順—

2024年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

サンパウロ事務所

農林水産食品部 市場開拓課

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

ALPS 処理水の海洋放出を受け、一部の国・地域で日本産水産物に対する輸入規制が強化された。これを受け、ジェトロでは、2023 年 9 月 4 日に岸田総理大臣が発表した「水産業を守る」政策パッケージの一部として、日本からの水産品等限定的食品の輸出に大きな影響を与えるような急激な事業環境の変化に可及的速やか且つ組織的に対応するため、水産品等食品輸出支援にかかる緊急対策本部（以下、「水産対策本部」という）を設置し、水産物をはじめとした日本産食品の海外における代替市場の販路開拓への一端を担うこととなった。そのため、中国など特定国による水産物等の輸入停止措置により大きな影響を受けているホタテ等の水産物等の輸出先の多様化を図るため、当該水産物等の日本産品を取り扱う事業者の販路開拓活動に資するための調査の一環として実施することとした。

ブラジルへの水産物（加工品を含む）の輸出は、現時点では量、種類ともに限定的なものとなっているのが実情である。ブラジルへ輸出される動物由来製品はブラジル農務省（MAPA）のシステム（PGA-SIGSIF）への登録が義務付けられているが、同システムへの登録は、形式上インポーター（輸入者）ではなくメーカーが行うことになっており（実際はブラジル側コンサルタントが担当することが多いが）、またすべてポルトガル語で運営されていることによりハードルが高くなっているのが理由の一つと考えられる。

本稿は、これまで内容があまり知られていなかったこの PGA-SIGSIF への登録の概要を整理し、輸出に取り組む事業者の理解促進となるよう準備した。加えて輸出手続き全体の流れ、MAPA の水産物担当部署の組織構造、製品登録時に必要となるラベル作成の規制、添加物、水産物の規格などについても触れている。

ブラジルへの水産物輸出を目指す企業の関係者の一助となれば幸いである。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
サンパウロ事務所
農林水産食品部 市場開拓課

目次

1 MAPA（農務省）動物由来製品関係部署	2
1.1 農務省の組織構造と各部署の役割	2
1.1.1 農畜産防疫局（SDA - Secretaria de Defesa Agropecuária）	2
1.1.2 動物由来製品検査部（DIPOA - Departamento de Inspeção de Produtos de Origem Animal）	3
1.1.3 連邦検査部門（SIF - Serviço de Inspeção Federal）	4
2 ブラジルへの水産物の輸出手続き	5
2.1 全体の流れ	5
2.2 輸出国、製品カテゴリーの認可	6
2.3 施設登録	6
2.4 DIPOA へのラベル・製品登録	8
2.5 衛生証明書の取得	8
3 ラベル・製品登録の手順	10
3.1 ユーザー登録	10
3.1.1 PGA-SIGSIF ユーザー登録	11
3.1.2 施設の管理者としてのユーザー登録	12
3.1.3 ユーザー登録の確認	20
3.2 製品登録	21
3.2.1 製品登録情報	21
3.2.2 登録施設情報	24
3.2.3 製品情報	25
3.2.4 製品の成分の登録	29
3.2.5 ラベルの登録	33
3.2.6 登録情報の確認と送付	37
4 水産物のラベルの作成	38
4.1 MAPA の表示義務項目	38
4.2 ANVISA の表示義務項目	39
4.2.1 アレルギーマークの表示	40
4.3 遺伝子組換え成分に関する表示	40
4.4 栄養成分表	40
4.4.1 栄養表示	41
4.4.2 包装表面での含有量についてのシンボルの表記義務	43
5 水産物の規格（RTIQ）	44
6 食品添加物について	46
7 輸入ライセンス	48
8 参考資料	49

略語

アルファベット順

略語	正式名（ポルトガル語）	日本語
ANVISA	Agência Nacional de Vigilância Sanitária	国家衛生監督庁
CGI	Coordenação Geral de Inspeção	検査総合監督課
CSI	Coordenação de Suporte a Inspeção	検査支援調整室
DIHC	Divisão de Habilitação e Certificação	認可・認証室
DIPOA	Departamento de Inspeção de Produtos de Origem Animal	動物由来製品検査部
DIREC	Divisão de Cadastro e Registro de Estabelecimentos	施設登録室
DIREP	Divisão de Registros de Produtos	品登録室
EE	Estabelecimento estrangeiro	外国施設
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国際連合食糧農業機関
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point	ハサップ
INS	International Numbering System	食品添加物国際番号システム
LECOM	Sistema Eletrônico para autorização de Importação de Produtos Origem Animal	動物由来製品輸入認可電子システム
LI	Licença de Importação	輸入ライセンス
MAPA	Ministério da Agricultura e Pecuária	農務省
MDA	Ministério do Desenvolvimento Agrário e Agricultura Familiar	農業・家族農業開発省
MPA	Ministério da Pesca e Aquicultura	水産・養殖省
PGA	Plataforma de Gestão Agropecuária	農畜産管理プラットフォーム
RDA	Recommended dietary allowance :	一日推奨摂取量
RTIQ	Regulamentos Técnicos de Identidade e Qualidade	特性・品質技術規定
SDA	Secretaria de Defesa Agropecuária	農畜産防疫局
SIGSIF	SIGSIF - Sistema de Informações Gerenciais do Serviço de Inspeção Federal	連邦検査部情報管理システム
SIPOA	Serviços de Inspeção de Produtos de Origem Animal	動物由来製品検査事務所
SISCOMEX	Sistema Integrado de Comércio Exterior	統合貿易システム

1 MAPA（農務省）動物由来製品¹関係部署

ブラジル農務省の名称、管轄領域は、そのときどきの政権の意向によって変更される。農業関連の省は、2001年から2022年末まではMAPA- Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento（農牧畜供給省）と呼ばれ、食料供給、家族農家対策、水産部門までをカバーする省だったが、2023年1月のルーラ新政権発足時にMinistério da Agricultura e Pecuáriaと変更され、水産部門はMPA - Ministério da Pesca e Aquicultura（水産・養殖省）、家族農家対策の分野はMDA - Ministério do Desenvolvimento Agrário e Agricultura Familiar（農業・家族農業開発省）に分割された。しかし、MAPAという略称は政府内外でそのまま継続して使用されているため、本稿ではそれに準ずる。また現在の正式名はAgricultura e Pecuária（農畜産）という表現になっているが、本稿では農業分野を総括的に扱っているため「農務省」という名称を採用する。

1.1 農務省の組織構造と各部署の役割

MAPAの動物由来製品関連の部署は図1-1のようになっている。

水産物（加工品も含む）を含め輸入の動物由来製品は、食用、非食用ともに家畜衛生を総合的に扱う農畜産防疫局（SDA - Secretaria de Defesa Agropecuária）によって管轄されている。SDAの下に動物由来製品検査部（DIPOA - Departamento de Inspeção de Produtos de Origem Animal）があり、この部署に検査業務は集中されている。

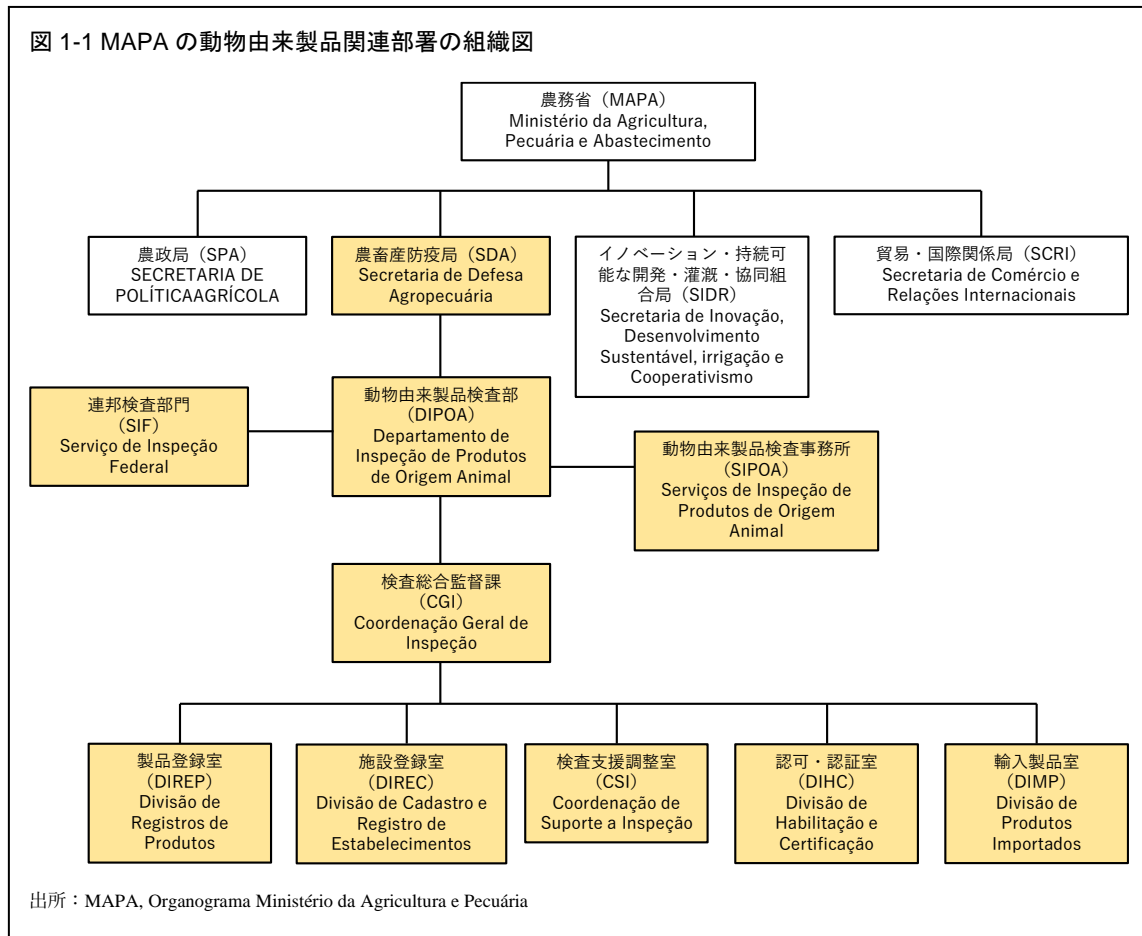
よく水産物のラベル・製品を「DIPOAに登録する」といわれるが、正確にはMAPAの総合プラットフォームである農畜産管理プラットフォーム（PGA -Plataforma de Gestão Agropecuária）の中で、DIPOAが管轄する連邦検査部情報管理システム（SIGSIF - Sistema de Informações Gerenciais do Serviço de Inspeção Federal）であるPGA-SIGSIFに登録するということである。

1.1.1 農畜産防疫局（SDA - Secretaria de Defesa Agropecuária）

SDAはMAPAの4つある局の一つで、動物との植物の衛生・防疫の分野を総合的に管理している重要な局である。動植物の病気、害虫の予防・制御・撲滅、動物・植物由来の製品、副産物、派生品、廃棄物の登録、国内及び国際間の衛生管理、輸入製品の原産地での衛生証明の認証、再検査などを行っている。

¹ 動物由来製品（Produto de Origem Animal）には食用と非食用があり、MAPAでは食用について「動物由来のあらゆる製品で、加工済み、半加工または生のもので、食用に供されるもの」と定義している。

1.1.2 動物由来製品検査部 (DIPOA - Departamento de Inspeção de Produtos de Origem Animal)



DIPOA は SDA の下部組織のうち、食用の動物由来製品の検査と飼料用製品の検査を担当する部署である。DIPOA は製品、施設の検査とともに、動物由来製品および飼料用製品の品質と安全性を保証するための法律、規範指示、規格の適用を国家レベルで調整する役割も担っている。衛生、技術的条件を守りながら、人間の消費に適した動物由来食品と、動物用飼料に適した製品を供給することが DIPOA の活動の役割であり、そのシステムである PGA-SIGSIF を管轄している。DIPOA の中では検査総合監督課 (CGI - Coordenação Geral de Inspeção) が動物由来製品を管轄し、その下に製品登録室 (DIREP - Divisão de Registros de Produtos)、施設登録室 (DIREC - Divisão de Cadastro e Registro de Estabelecimentos)、検査支援調整室 (CSI - Coordenação de Suporte a Inspeção)、認可・認証室 (DIHC - Divisão de Habilitação e Certificação)、輸入製品室 (DIMP - Divisão de Produtos Importados) という部署がある。

DIPOA の地方事務所は動物由来製品検査事務所 (SIPOA - Serviços de Inspeção de Produtos de Origem Animal) と呼ばれ全国に所在する。

1.1.3 連邦検査部門（SIF - Serviço de Inspeção Federal）

SIF は DIPOA の管轄下にある検査部門で、国産と輸入の動物由来製品の品質と安全性を確保するための検査を担当する。輸入品については、製品の品質、安全性、衛生要件が国内法及び国際基準に適合しているかを確認する。国産の製品については、輸出を含め全国レベルで取引される動物由来製品（生鮮肉、魚を含む）の製造拠点の査察、輸出先国別の衛生要件のチェックなどを行っており、査察で認可された施設で製造された製品のみが、パッケージに SIF の認証ロゴを入れることができる。

SIF のシステムである PGA-SIGSIF は、あらゆる動物由来製品、施設のデータが集積されたもので、輸入される動物由来製品のすべても、このシステムで管理される。輸入品も原料処理、生産工程、衛生検査、販売、原材料、ラベル、衛生証明書、輸送方法などあらゆる製品に関する情報が登録されている。

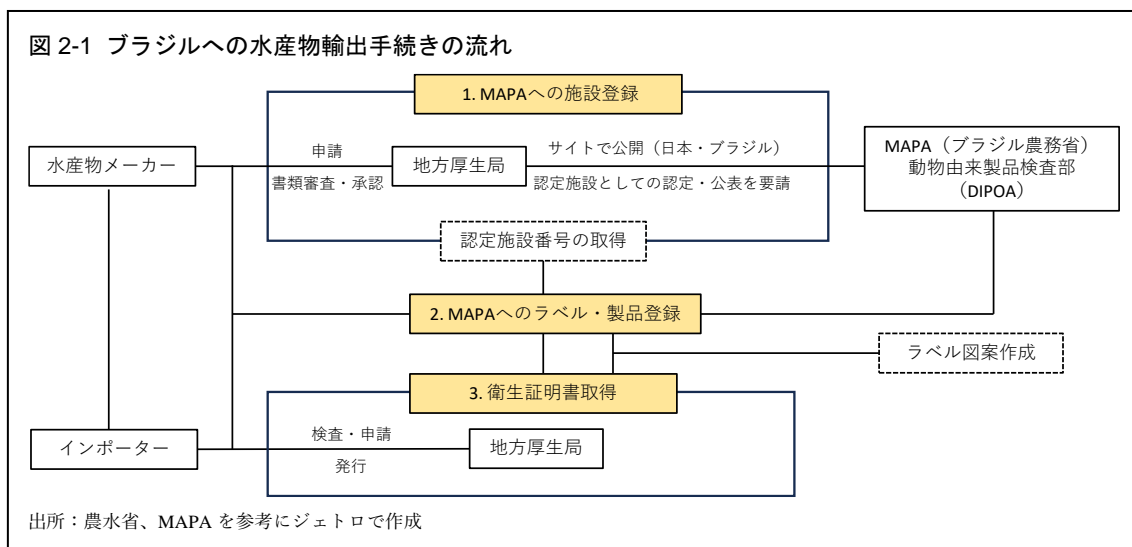
2 ブラジルへの水産物の輸出手続き

2.1 全体の流れ

次の条件を満たす水産物を含む動物由来製品がブラジルへの輸出を許可されている（政令第 9103 号・2017 年 3 月 29 日付²（第 486 条））。

- ・衛生検査制度が DIPOA によって評価された、または検査制度が同等と認められた国からのものであること。
- ・ブラジルが二国間交渉で輸入を認めたカテゴリー、製品であること。
- ・ブラジルへの輸出が許可されている施設からのものであること。
- ・DIPOA に事前に登録されている製品であること。
- ・ブラジルの法律に従ってラベルが作成されていること。
- ・二国間で合意された条件に基づき、輸出国の衛生当局が発行した衛生証明書が添付されていること。

日本産の水産物（以下加工品を含む）をブラジルに輸出するにあたって、メーカー側で必要な手続きとその流れは図 2-1 のようになる。MAPA の DIPOA へのラベル・製品登録にあたり施設登録番号が求められるため、最初に MAPA への施設登録が行わなければならない。そして輸出手続きを進めるにあたり、衛生証明書の取得が必要だが、その際に施設登録、



² DECRETO Nº 9.013, DE 29 DE MARÇO DE 2017
https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2017/decreto/d9013.htm

ラベル・製品登録が終了していなければ申請できない。したがって施設登録 → ラベル・製品登録（ラベル作成を含む） → 衛生証明書取得という流れになる。

上記の施設登録、ラベル・製品登録、衛生証明書申請の3つの手続きのうち、施設登録と衛生証明書取得は地方厚生局が MAPA に申請先になるので日本国内で完結するが、ラベル・製品登録は MAPA の DIPOA のシステムである PGA-SIGSIF で形式上メーカーが直接行わなければならない。

2.2 輸出国、製品カテゴリーの認可

ある国がブラジルへ動物由来製品の輸出を希望する場合、その製品カテゴリーの輸出がブラジル政府によって認められていることが前提となり、輸出許可は二国間交渉となる。

輸出が許可されるためには MAPA の農畜産防疫局（SDA）が作成する衛生技術的質問調査書に輸出国の当局が回答して、カテゴリー、製品ごとに衛生・検査基準がブラジルと同等の水準をもつことが認められなければならない。質問書には家畜、動物由来製品、資材の衛生検査方法、残留物、汚染物質の詳細、健康や安全に関するリスクに対処するための措置など幅広い項目がある。この技術的調査資料に基づいて MAPA は製品、カテゴリーごとにその国の輸出を認可することになり、ブラジルへは二国間交渉で認められたカテゴリー、製品しか輸出が認められない。日本の水産物では漁獲魚、養殖魚とそれらの加工品が認められている。

2.3 施設登録

ブラジル向けに水産物を輸出するにあたり最初に、最終加工する施設を MAPA の PGA-SIGSIF に登録することが求められる。

施設の登録・認可の仕組みには大きく分けて2つあり、1つ目は上記の手続きで輸出国の衛生・検査基準に「同等性」が認められた上で、DIPOA の検査官による施設への訪問によって承認されるというものである。2つ目は輸出国の衛生検査機関が DIPOA に代わって審査、承認するものであるが、この場合、その国の衛生検査機関が MAPA によって同等の検査内容、水準があると認められている必要がある（規範指示第 35 号・2018 年 9 月 25 日付³）。

日本の場合、前者は牛肉で適用されており、2017 年に生鮮牛肉の対ブラジル輸出が認められた際は、DIPOA の担当検査官が来日、施設に入って検査を行っている。水産物は後者にあたり、施設は地方厚生局が DIPOA に代わって審査している。

ブラジルに水産物の輸出を希望する水産メーカーは、施設認定の申請を地方厚生局に対

³ INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 35, DE 25 DE SETEMBRO DE 2018

<https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-animal/arquivos/in-35-18-equivalencia-servicos-inspecao.pdf>

して行うが、施設は HACCP に基づく衛生管理が行われていることの他に次の条件のうちの1つを満たしていなければならない。

- (ア) 法第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設であること。
- (イ) 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っている施設であること。
- (ウ) 食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上のものに限る。）であること。

申請書には日本語、英語での施設の名称、法人番号、日本語、ポルトガル語での輸出品目について情報（加工・保管、製品の分類、酒類、生産方法）、施設の認可条件、登録番号などを記入する。

地方厚生局は、申請書と資格を証明する書類の審査を行い、食品監視安全課に「ブラジル向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について」を提出し、同課はブラジル政府（MAPA）に対し、日本の認定施設としての登録を要請する。ブラジル側での認定、公表後、同課は認定施設リストに加え、農林水産省のホームページ上でも施設の名称、認定番号および輸出品目などが公開される。これにより、ブラジル政府に対しての施設登録が完了する。

認定されている施設は、PGA-SIGSIF のデータベース検索⁴で、農林水産省認定施設リストファイル⁵で確認できる。

地方厚生局は、年に 1 回以上の定期的な施設の確認を行い、「食品衛生責任者の選任」「施設の衛生管理」「設備等の衛生管理」「使用水の管理」「ねずみ及び昆虫対策」「廃棄物及び排水の取扱い」「食品取扱者の衛生管理」「回収・廃棄」「HACCP に基づく衛生管理に関する事項」などをチェックする。問題が発見された場合は、改善指導を実施し、改善がなければ衛生証明書の発行停止などの必要な措置がとられる。

なお、以上の手続きはこれまで JFIC（日本食品検査）を通じて行われていたが、2022 年 3 月に同社はサービスを停止した。

【参考情報】

- ・農林水産省ブラジル向け水産食品の輸出に関する手続（ウェブサイト）⁶
- ・ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱（PDF）⁷

⁴ https://sistemas.agricultura.gov.br/pgs_sigsif/pages/view/sigsif/consultahabilitacaoestrang/indexEstabelecimentoEstrangeiro.xhtml

⁵ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_tyunanbei-7.xls

⁶ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_tyunanbei.html#brazil

⁷ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_tyunanbei-25.pdf

- ・ブラジル向け水産食品（動物衛生）の取扱要綱（PDF）⁸

2.4 DIPOA へのラベル・製品登録

水産物あるいは水産物が原料として含まれる製品は、動物由来製品として事前に DIPOA にラベル、製品についての詳しい情報を登録することが義務付けられている（政令第 9013 号・2017 年 3 月 29 日付⁹）。登録手続きは 2017 年 1 月 18 日から、MAPA のシステム「PGA-SIGSIF」を通じてオンラインのみになっている（農牧食料供給省規範指示第 1 号・2017 年 1 月 11 日付¹⁰、MAPA 省令第 558 号・2022 年 3 月 30 日付¹¹）。システムはすべてポルトガル語であり、この登録は、形式上インポーターではなく、輸出側のメーカーが行うことになっている。登録にあたり上述の MAPA へ登録した施設登録番号が要求される。

2.5 衛生証明書の取得

ブラジル向け水産製品には、衛生証明書が必要である（法律第 1283 号・1950 年 12 月 18 日¹²、農務省規則第 34 号・2018 年 9 月 25 日¹³、「農林水産省ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱・2023 年 9 月 1 日付」、「ブラジル向け水産食品（動物衛生）の取扱要綱・2022 年 9 月 14 日付」、MAPA 漁獲魚および魚製品の輸入に関する公衆衛生の要件¹⁴）。

「ブラジル向け水産食品（動物衛生）の取扱要綱」では、衛生証明書が必要な水産製品として次のものが上げられている。

- ・天然由来の水産動物（エビ及び生きた動物を除く）及びその加工品
- ・天然又は養殖由来の魚油
- ・養殖由来のマダラ属（GADUS）の粉末
- ・天然又は養殖由来のパンダルス属（PANDALUS）のエビの粉末

⁸ chrome-extension://oemmnecbldboiebfnladdacbdm/adm/https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_tyunanbei-66.pdf

⁹ DECRETO Nº 9.013, DE 29 DE MARÇO DE 2017
https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2017/decreto/d9013.htm

¹⁰ INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 1, DE 11 DE JANEIRO DE 2017
<https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-animal/sif/arquivos-sif/in-1-de-11-de-janeiro-de-2017-registro-de-produtos-de-origem-animal.pdf>

¹¹ PORTARIA SDA Nº 558, DE 30 DE MARÇO DE 2022
<https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-sda-n-558-de-30-de-marco-de-2022-390715039>

¹² LEI Nº 1.283, DE 18 DE DEZEMBRO DE 1950
https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/11283.htm

¹³ INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 34, DE 25 DE SETEMBRO DE 2018
https://www.gov.br/agricultura/pt-br/internacional/portugues/importacao/animal/arquivos/copy_of_IN34.pdf/@@download/file

- ・ 養殖由来のカキ殻の粉末
- ・ 養殖由来のキャビア及び魚卵
- ・ 養殖由来の魚類（内臓を除去したものに限る。）及びその加工品

衛生証明書には、厚生省地方厚生局が発行する食品衛生証明と水産庁都道府県水産部局が発行する動物衛生証明の2種類が必要である。食品衛生証明は原材料の入手、製造工程など施設での衛生管理を認証しており、一方、動物衛生証明は原材料の入手元（漁獲か養殖か）や病気の感染がないことなどを認証するものである。

衛生証明書の取得にあたりメーカーは「品質確認者」（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者）を選任し、官能検査を行う必要がある¹⁴。検査方法、報告書形式は農林水産省「ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱・2023年9月14日」を参照。地方厚生局および水産庁都道府県水産部局は検査の手順、結果を審査したうえで、製品に貼付してある品質表示ラベルの記載内容が、PGA_SIGSIFに登録したラベル図案と一致していることを確認して衛生証明書を発行する。

¹⁴ 農水省「中南米 | 証明書や施設認定の申請」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_tyunanbei.html#brazil

「動物衛生に係る手続」→「別添2」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/doc/yusyutu_shinsei_tyunanbei-70.docx

3 ラベル・製品登録の手順

以下、水産物を含む動物由来製品の PGA-SIGSIF へのラベル・製品登録の手順を見ていく。一般に「Registro de Rótulo」（ラベル登録）と呼ばれているが、実際には製品の登録であり単にラベルの図案を登録するレベルのものを意図しない。

大部分の登録項目は選択式になっており（製造工程は記入式）、内容的にハードルは高くないと思われるが、先に述べたようにシステム全体がポルトガル語になっており、また独特の言葉遣いもされているため、一定以上のポルトガル語の読解能力が求められる。このため実際の登録作業にあたり、日本のメーカーはコンサルタントやブラジル側インポーターの担当者に作業を委託するのが現実的だと思われる。

登録作業全体の流れは、まずシステムに対するユーザー登録を行い、その権限によって登録作業を行うユーザーを指定するところから始まる。次に製品の成分などの細かい情報を入力、その後にラベル、包装を登録していくようになっている。

登録にあたってのポイントの一つは、製品の 카테고리、標準化名、添加物の名称などがブラジルでの基準で定められているので、自社の製品をどのようにそれらに当てはめていくかということであると思われる。そのためブラジルの食品分野についてのある程度の知識が必要とされる。

PGA-SIGSIF のシステムには動物由来製品についてのすべての情報が集約されており、その機能もラベル、製品の審査の進捗状況の確認、ユーザー、製品の登録の変更・取り消しなど多岐にわたっているが、ここでは新規製品の登録に絞って見ていきたい。

3.1 ユーザー登録

PGA-SIGSIF のユーザー登録は、二段階になっている。最初にシステムそのものに入るための登録を行ってログインとパスワードを取得し、次に企業・個人情報、施設登録番号を入力することにより、施設（メーカー）の代表としてのアクセス権限を得る。まず PGA-SIGSIF のエントランス画面¹⁵（図 3-1）で、「Para usuários não cadastrados, clique aqui」（未登録ユーザー）をクリックする。

¹⁵ <https://sistemasweb.agricultura.gov.br/pages/PGA-SIGSIF.html>

3.1.1 PGA-SIGSIF ユーザー登録

図 3-1 PGA-SIGSIF のエントランス画面

Ministério da Agricultura e Pecuária

PGA-SIGSIF

Plataforma de Gestão Agropecuária - SIGSIF

► **Objetivo:**

Novo sistema do DIPOA/SDA/MAPA utilizado para realizar os procedimentos necessários para registro de produtos de origem animal de estabelecimentos com registro no Serviço de Inspeção Federal (SIF), Estabelecimentos Relacionados(ER) e Estabelecimentos Estrangeiros (EE) habilitados a exportar produtos de origem animal ao Brasil, em conformidade com o disposto no Decreto nº 9.013 de 29 de Março de 2017 (NOVO RIISPOA)

► **Acesso:**

[Para usuários já cadastrados, clique aqui](#)

[Para usuários não cadastrados, clique aqui](#)

ユーザー登録ページが開く。同じシステムが国内と国外の施設の両方に対応していることに注意が必要である。国の入力フィールドに「País」(国)で「Japão」(日本)を入力すると、システムは自動的に国外の施設と製品向けの画面に変わるようになっている。「Informações pessoais」(個人情報)では名前、住所などのユーザー情報を入力、「SIGLA」(システムのカテゴリー)のフィールドでは PGA-SIGSIF を選択する。ログインとパスワードを受け取るメールアドレスを入力。

図 3-2 ユーザー登録画面

SOLICITA

Rev. 159 - Sistema de Solicitação de Acesso

Novo Cadastro | Entrar no Sistema

Informações Pessoais

Nome Completo

Login

País: BRASIL

CEP

Município

Número

Tipo do Estabelecimento

CPF

RG

Órgão Expedidor

Data de Nascimento

Sistema

Sistema: **PGA-SIGSIF**

Informações para Contato

Tipo de E-mail

E-mail para contato

Logotipo

Estado

Bairro

Complemento

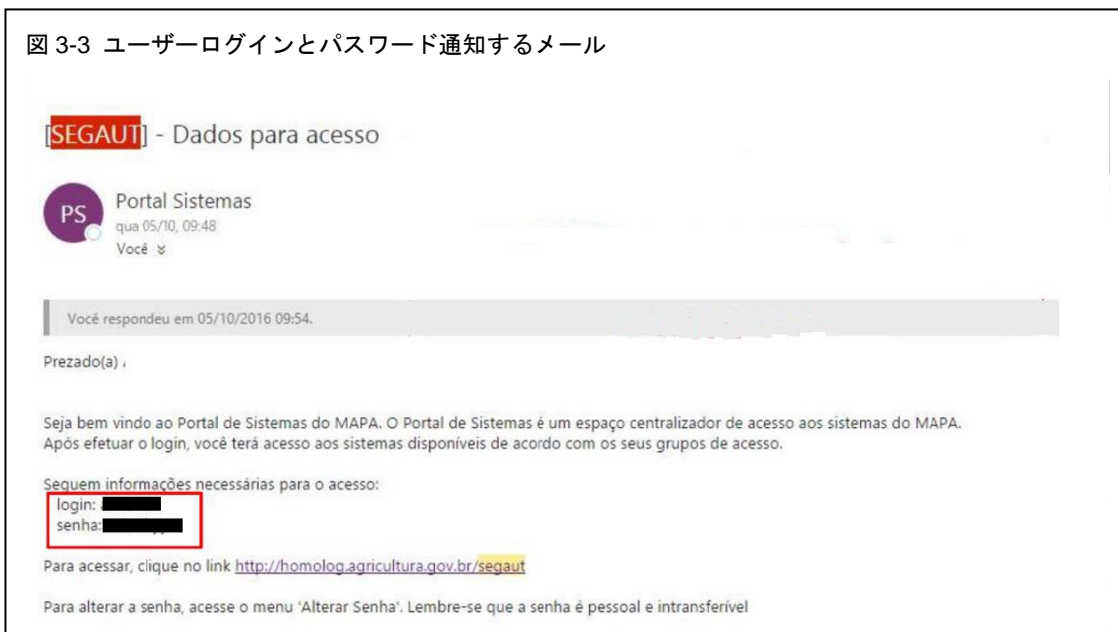
Data de Emissão

Estado

Gênero

Limpa | Continuar

ユーザー登録のためのデータを入力して送信すると、ログインとパスワードがメールで送られてくる（図 3-3）。



3.1.2 施設の管理者としてのユーザー登録

メールに記載されているリンクにアクセスすると PGA-SIGSIF のメイン画面（図 3-4）が表示される。「Administrativo」（管理）→「Gestão de Acesso」（アクセスの管理）と進み、「Solicitação de Acesso Externo」（外部アクセスを要請）をクリックすると外部アクセス管理者の登録画面に入る。「外部アクセス」という表現は分かりにくいですが、企業の外部という意味ではなく、MAPA の外部という意味である。



アクセス権限ユーザー登録画面(図表 3-5)が表示される。ページのタイトルは「Consultar solicitação de liberação de acesso」(アクセス許可の照会)となっているが、「Preencher formulário complementar」(補足事項を入力)をクリックすると管理ユーザーについての情報を入力する画面が表示される。

図 3-5 PGA-SIGSIF のアクセス権限ユーザー登録画面

The screenshot shows a web interface for searching access requests. The title is "Consultar solicitação de liberação de acesso". Below the title is a search bar labeled "Pesquisar". The form includes several input fields and dropdown menus for filtering results:

- Nome completo (Full name)
- Nacionalidade (Nationality): Radio buttons for Brasileiro and Estrangeiro
- Tipo de documento (Document type) and Número do documento (Document number)
- Pais (Country)
- Sigla (Abbreviation)
- Perfil de acesso (Access profile)
- Permissões (Permissions)
- Tipo de estabelecimento (Establishment type)
- Âmbito de inspeção (Inspection scope)
- Pais do estabelecimento (Establishment country)
- Nº controle/Registro do estabelecimento (Control/Registration number)
- CNPJ/CPF (Tax ID)
- UF/Provincia (State/Province)
- Razão social/Nome (Trade name/Name)
- Período de envio da solicitação (Request submission period): Data inicial and Data final
- Situação (Status)

At the bottom, there is a navigation bar with three buttons: "Consultar", "Preencher formulário complementar", and "Limpar". A red arrow points to the "Preencher formulário complementar" button, which is highlighted with a red box. Another red box above it contains the text "新用户登録画面に移動する".

図 3-6 PGA-SIGSIF のアクセス権ユーザー登録画面（全体）

Inclusão de solicitação de liberação de acesso
Ajuda

Informações cadastrais vinculadas ao Solicita

Nome completo
Fulano Fulanópolis

Logon
fulano.fulanopolis

Nacionalidade
 Brasileiro Estrangeiro

Tipo de documento
Outro documento
Número de documento
23944290

País
ESTADOS UNIDOS
Data de nascimento
Sexo
 Feminino Masculino

É residente no Brasil?
Não
CEP/UF CODE
Logradouro
RFFC 'x'x'x'

Bairro
Complemento

Número
Estado/Provincia

E-mail pessoal informado no Solicita
fulanopolis@fulanopolis.com.br

E-mail comercial informado no Solicita (Opcional)

Assunto de inspeção
SF

Nº controle/registro do estabelecimento
1309

CNPJ/CPF
427.074.500-00182
Razão social/Nome
Petro-08
Nome fantasia
Petro-08

E-mail da empresa para contato
fulanopolis@fulanopolis.com.br

E-mail da empresa para contato (complementar)
fulanopolis@fulanopolis.com

Dados do estabelecimento

Tipo de estabelecimento
Nacional

País
BRASIL

CNPJ/CPF
427.074.500-00182

E-mail da empresa para contato
fulanopolis@fulanopolis.com.br

Assunto de inspeção
SF

Nº controle/registro do estabelecimento
1309

Razão social/Nome
Petro-08

E-mail da empresa para contato (complementar)
fulanopolis@fulanopolis.com

Liberação de acesso externo

Sigla
PGA-SIGSIF

Modalidade
SIGSIF/Registro de Produto

Gerar de controle de acesso externo
 Sim Não

Perfil de acesso

Perfil de acesso

Controlador de Acesso Externo
Solicitante de Reg. Produto
Consulta Produto Nacional/Estrang.

Perfil selecionados

Permissões

Perfil selecionados

Permissões

[Página: 1/1]

Anexar arquivos diversos

Nome do arquivo
TESTE

Envio obrigatório
Sim

Selecionar arquivo

Procurar | Inserir | Limpar

Lista de arquivos anexados

Nome do arquivo	Módulo	Natureza da solicitação	Envio obrigatório	Data de inclusão	Opções
[Página: 1/1]					

*Campos de preenchimento obrigatório

[Confirmar e enviar](#) [Cancelar](#)

Versão: 1.1 | 07/10/2019 | 08:45

14

Copyright(C) 2024 JETRO. All rights reserved.

「Informações cadastrais vinculadas ao Solicita」（登録申請に関連する情報）のセクションで氏名、ブラジル国籍かどうか、身分証明書のタイプと番号、国、住所その他の情報を入力する。

図 3-7 管理ユーザー情報のセクション

The image shows a web form titled "Incluir solicitação de liberação de acesso". Below the title is a sub-section header "Informações cadastrais vinculadas ao Solicita" which is highlighted by a red arrow. The form contains several input fields and radio buttons for user registration information:

- Nome completo
- Nacionalidade: Brasileiro Estrangeiro
- Tipo de documento, Outro documento, Número do documento
- Pais, Data de nascimento, Sexo: Feminino Masculino
- Residente no Brasil?, CEP/ZIP code, Logradouro
- Bairro, Complemento
- Número, Estado/Provincia

「Dados de estabelecimento」（施設についてのデータ）のセクションでは、施設の情報を入力する。「Tipo de estabelecimento」（施設の種類）ではプルダウンメニューの中の「ESTABELECIMENTO ESTRANGEIRO」（外国施設）を選択すると外国の施設用のフィールドになる。

図 3-8 施設のデータ

The image shows a web form titled "Dados do estabelecimento". A red callout box at the top contains the following text: "「Dados de estabelecimento」で施設の情報を入力する。「Tipo de estabelecimento」(施設の種類)ではプルダウンメニューの中の「ESTABELECIMENTO ESTRANGEIRO」(外国施設)を選択する。". A large red arrow points to a blue search button with a magnifying glass icon, which is located next to the "Tipo de estabelecimento" dropdown menu. The dropdown menu currently displays "ESTABELECIMENTO ESTRANGEIRO". Other fields in the form include "Âmbito de inspeção", "País", "Nº controle/Registro do estabelecimento", "CNPJ/CPF", "Razão social/Nome", "Nome fantasia", "E-mail da empresa para contato", and "E-mail da empresa para contato (complementar)".

登録されている施設を検索する。「Consultar」(調べる)をクリックすると施設のリストが表示されるので、該当する施設を選択して「Incluir」(加える)をクリックするとシステムによって施設の情報が自動的に入力される。

図 3-9 施設を選択セクション

Pesquisar estabelecimento

* Tipo de estabelecimento
 Nacional 施設の種類：Estabelecimento estrangeiro

* Âmbito de inspeção
 SIF 審査の種類：EE

* Países selecionados
 BRASIL 国：JAPÃO

*Campo(s) de preenchimento obrigatório

該当する自社の施設を選択 Consultar Limpar

Selecione	N° controle	CNPJ/CPF	Razão social/Nome
<input type="radio"/>	12345	02.607.175/0001-97	EMPRESA 002
<input type="radio"/>	12346	09.112.489/0005-91	EMPRESA 001
<input type="radio"/>	785587456	36.618.856/0001-72	EMPRESA 003
<input type="radio"/>	789258369	36.618.856/0001-72	EMPRESA 003
<input type="radio"/>	741258963	36.618.856/0001-72	EMPRESA 003
<input type="radio"/>	0001	18.822.687/0001-06	EMPRESA 004
<input type="radio"/>	1005	66.834.648/0001-71	Piloto 05
<input type="radio"/>	001	32.452.354/0001-63	Piloto 001
<input type="radio"/>	1008	58.542.842/0001-55	Piloto 07
<input type="radio"/>	1009	42.787.458/0001-82	Piloto 08

[Página: 1/12] 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

施設を選択したら「追加」をクリック Incluir Cancelar

施設の電子メールのメインアドレスと予備のアドレスを入力する。以後、このアドレスにシステムについてのすべての通知が送られるようになる。

図 3-10 メールアドレスの入力

施設のメールアドレスを入力する。このアドレスにすべての通知が送られる。

* E-mail da empresa para contato メインアドレス

* E-mail da empresa para contato (complementar) 予備のアドレス

次にユーザープロフィールを設定するセクションに移る。「SIGLA」(システムのカテゴリ)のフィールドではPGA-SIGSIFを選択する。「Gestor de controle de acesso externo」(外部アクセス管理者)のフィールドでは、最初のアクセスの場合は「SIM」(はい)を選び外部アクセス管理者として登録する。「Perfil de acesso」(アクセスプロフィール)では「Gestor de controle de acesso externo」(外部アクセス管理者)を選択する。他のプロフィールを選ぶと外部アクセス管理者の権限が与えられず、他のユーザーのプロフィールを設定できなくなる。外部アクセス管理者は施設(企業)を代表するユーザーで、他のユーザーのプロフィール(権限)を設定する権限がある。最初に外部アクセス管理者としての登録を行い、次に新たにその他のユーザーを設定することになる。

その他のオプションの「Solicitante de Reg. Produto」(製品登録ユーザー)は製品の登録、修正を行う権限をもつユーザーで、「Consulta de Produto-Nac/Estrang」(照会のみユーザー)は登録、変更の権限がなく照会だけが許されているユーザーである。

図 3-11 ユーザープロフィールの設定

システム: PGA-SIGSIF

目的: Registro de producto (製品登録)

代表権限ユーザーかどうか

ユーザープロフィール

- * Gestor de controle de acesso externo (代表権限ユーザー)
- * Solicitante de Reg. Produto (製品登録ユーザー)
- * Consulta de Produto-Nac/Estrang (照会のみユーザー)

システムの機能を使って外部アクセス管理者の登録にあたっては、会社定款、個人情報(パスポート)、委任状(手続きの代行依頼する場合)などの書類を送信する準備が必要である。この上記書類を送付する場合のファイル名はシステムで指定された名前を記載する必要がある。ファイルを選択して送信リストに加え、確認後、送信する。アクセス許可の通知は登録したメールアドレスに届くが、システムでも確認できる(ユーザー登録の確認参照)。

図 3-12 ドキュメントの送付

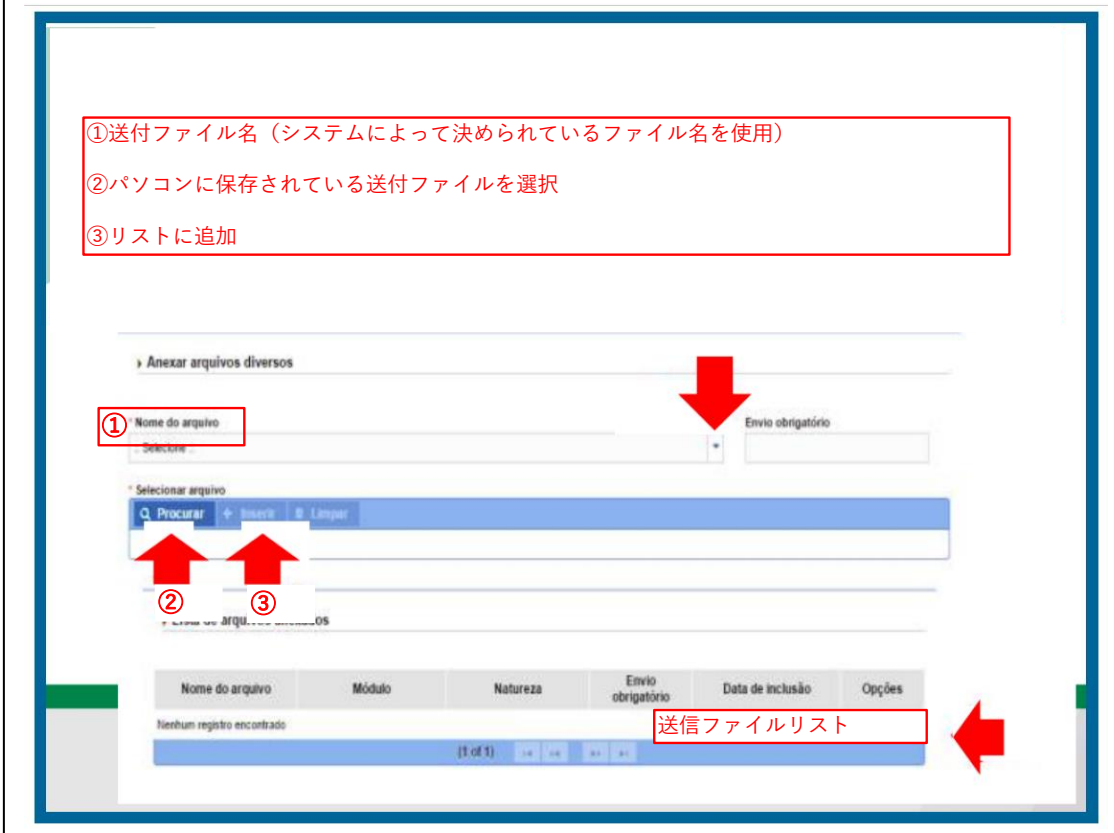
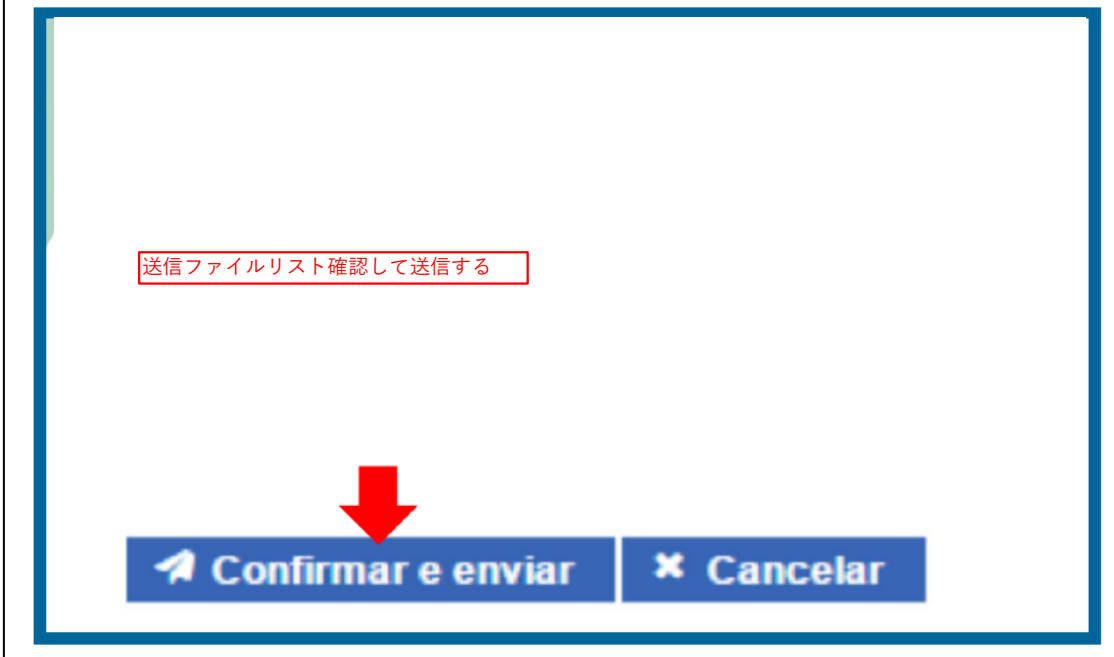
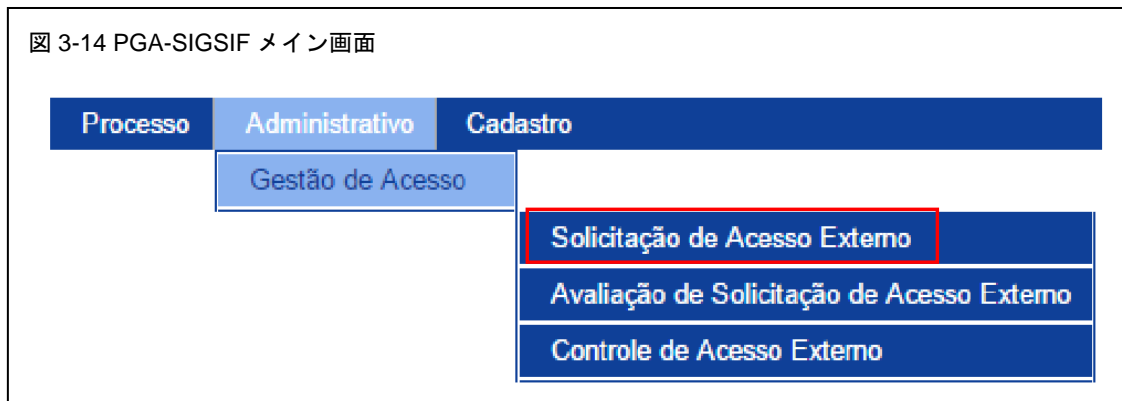


図 3-13 ファイル送信

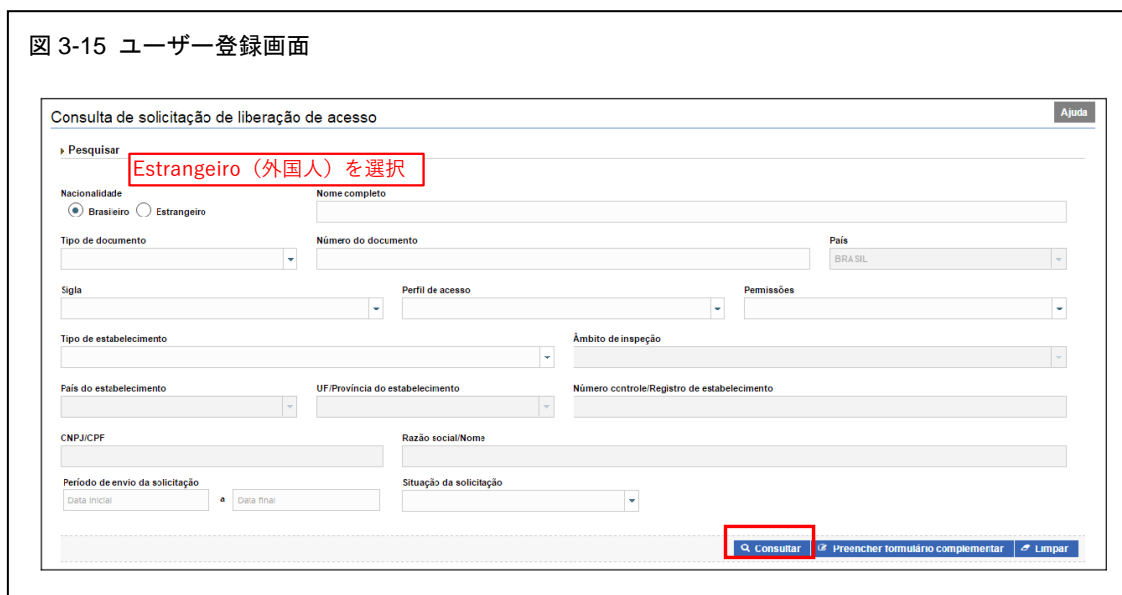


3.1.3 ユーザー登録の確認

上記のユーザー登録の手続きを終えた後、手続きの進捗状況の確認と登録内容の変更ができる。PGA-SIGSIF のメイン画面で「Solicitação de Acesso Externo」(外部アクセス申請)をクリックする。



「Consulta de solicitação de liberação de acesso」(アクセス許可の照会)の画面であるので、「Consulatr」(照会)をクリックする。



申請を行ったすべてのユーザーが表示される。ステイタスには審査中、承認がある。ユーザーを選択することにより表示、変更、削除のアクションができ、状況について表示させることもできる。

図 3-16 ユーザー登録者のステイタス

The screenshot shows a table titled 'Resultado' with the subtitle 'ユーザー登録申請リスト'. The table has columns for 'Seleção', 'Nome do completo', 'Número do documento', 'Âmbito/Número', 'País do estabelecimento', 'Razão social/Nome', 'Data de envio da solicitação', and 'Situação'. Two rows of data are visible, both with a status of 'Solicitação Aprovada'. A red box highlights the 'Situação' column. Another red box highlights the text 'アクション：表示、変更、状況表示、削除' at the bottom of the table. A third red box highlights the 'Exportar CSV' button in the top right corner.

Seleção	Nome do completo	Número do documento	Âmbito/Número	País do estabelecimento	Razão social/Nome	Data de envio da solicitação	Situação
<input type="radio"/>	Fulano Fulanovski	235641250	EE / P-552EUA	ESTADOS UNIDOS	LONGMONT FOODS	03/11/2016	Solicitação Aprovada
<input type="radio"/>	Fulano Fulanovski	235641250	EE / 20343EUA	ESTADOS UNIDOS	CLOVERLEAF COLD STORAGE	03/11/2016	Solicitação Aprovada

3.2 製品登録

PGA-SIGSIF のメイン画面のツールバーで「Processo」（プロセス）を選択、「Registro de Produto」（製品登録）の中の「Consulta / Solicitação de Registro de Produto」（照会／製品登録申請）をクリックする。

図 3-17 PGA-SIGSIF メイン画面



3.2.1 製品登録情報

セクション名は「Consultar solicitação de registro de produto」（製品登録申請の照会）となっているが、「+ Novos」（新たに製品を登録）をクリックすると新たに製品登録ページに移動する。

図 3-18 製品登録

Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento
PGA-SIGSIF
Versão: PGA SIGSIF
SISIGSIF | Registro de Produto

Usuário: Rodrigo Gomes de Cayres
Data: 27/06/2016 14:47
Sua Atividade

Solicitação de registro de produto > Consultar solicitação de registro de produto

Consultar solicitação de registro de produto Ajuda

Informativo da solicitação/Produto registrado

Ámbito de inspeção
Razão social/nome
Denominação de venda
Produto regulamentado
Tipo de solicitação

Nº do controle/Registro do estabelecimento
UF País
Processo n°
Produto padronizado
Situação da solicitação

CNPJ/CPP
Processo de aprovação
Número do registro do produto
Categoria de produto
Situação do produto registrado

Consultar **Novo** Limpar

Solicitação de registro de produto Exportar planilha

Selecionar	Ámbito de inspeção	Nº do controle/Regi- do estabelecimen	CNPJ/CPP	Razão social/nome	UF	País	Tipo de solicitação	Situação da solicitação	Processo n°	Denominação de venda	Produto regulamentado	Produto padronizado	Categoria de produto	Início de análise	Término de análise	Processo de aprovação
Sem registro encontrado																

(1 of 1)

Visualizar/Imprimir Atualizar Solicitação Reservar Pendência
Visualizar Obrigações Excluir Solicitação
Cancelar Solicitação

「Inclusão da solicitação de registro de produto」(製品登録申請)の画面が開く。

図 3-19 製品登録メイン画面

The screenshot shows the main interface for product registration in the PGA-SIGSIF system. The page is organized into several sections:

- Header:** Includes the logo 'PGA-SIGSIF' and the title 'Registro de Produto'.
- Informação de substituição do produto registrado:** A section for product substitution information, highlighted with a red box and labeled '製品登録情報'. It contains fields for 'Nome do produto', 'Tipo de substituição', 'Identificação de Registro de Produto', 'Origem do produto', and 'Tipo de origem (comércio exterior)'. A 'Novo' button is present.
- Identificação do estabelecimento solicitante:** A section for identifying the applicant establishment, highlighted with a red box and labeled '登録施設情報'. It includes fields for 'Tipo de estabelecimento', 'Razão social', 'CNPJ', 'CPF', 'Endereço completo', 'Atividade principal', and 'Número de registro do estabelecimento'.
- Dados do registro de produto:** A section for product registration details, highlighted with a red box and labeled '製品登録情報'. It contains multiple dropdown menus for 'Processo de registro', 'Processo de registro de produto', 'Parte de conservação do produto', 'Parte de identificação', 'Processo de registro', 'Produto patentado', 'Origem registrada', 'Características do produto', 'Unidade de medida', and 'Finalidade do produto'. Below this is a section for 'Atividades relacionadas' with two lists of activities.
- Dados da empresa:** A section for company data, highlighted with a red box and labeled '特記情報'. It includes a table with columns for 'Grupo de empresa', 'Empresa', 'Nome científico', 'Nome comum', and 'Região'. A 'Novo' button is also present.
- Mercado externo:** A section for external market information, highlighted with a red box and labeled '特記情報'. It contains two lists of countries: 'Mercado externo' and 'Mercado externo selecionado', along with a 'Países' dropdown menu and a 'Países selecionados' list.

「Informativo de solicitação/Produto registrado」（製品登録申請情報）のセクションは、システムが自動的に新しい識別番号などを入力するようになっている。

図 3-20 製品登録情報

Inclusão da solicitação de registro de produto Ajuda

↳ Informativo da solicitação / Produto registrado システムで自動的に入力される

Solicitação N°	Tipo de solicitação	Situação atual	Data de última modificação
	Solicitação de Registro de Produto	Nova	

3.2.2 登録施設情報

次に「Identificação do estabelecimento solicitante」（申請者の登録施設の識別）のセクションに移る。ルーペのアイコンをクリックすると施設検索の画面が開く。

図 3-21 登録施設情報

* Tipo de estabelecimento ⓘ Âmbito de inspeção País

↳ q Razão social / Nome N° Controle/Registro do Estabelecimento

CMNJ / CPF

↑ 施設の検索画面へ移動

「Tipo de estabelecimento」（施設タイプ）で「Estrangeiro」（外国施設）、「Âmbito de inspeção」（検査タイプ）で「EE」（外国施設）、「Países selecionados」（国の選択）で「Japão」（日本）を選び、「N° do controle/Registro do estabelecimento」で施設番号を入力して、「Consultar」をクリックする。

図 3-22 施設検索画面

Pesquisar Estabelecimento ×

* Tipo de estabelecimento
Nacional 施設タイプ：Estrangeiro（外国）

* Âmbito de inspeção * Países selecionados
SIF 検査：EE（Estabelecimento Estrangeiro（外国施設）） BRASIL 国：Japão（日本）

* N° do controle/Registro do estabelecimento
施設登録番号

*Campo(s) de preenchimento obrigatório

Q Consultar Limpar

「Consultar」をクリックすると該当する施設のリストが表示されるので、「Incluir」（追加する）をクリックすると自動的に施設の情報が入力される。

図 3-23 施設リスト画面

The screenshot shows a web interface for searching establishments. At the top is a search bar titled 'Pesquisar Estabelecimento'. Below it are several form fields: 'Tipo de estabelecimento' (dropdown menu with 'Nacional' selected), 'Âmbito inspeção' (dropdown menu with 'SIF' selected), 'Países selecionados' (text input with 'BRASIL' entered), and 'Nº Controle/Registro do Estabelecimento' (dropdown menu with 'SIF 12345' selected). A note indicates that fields with an asterisk are mandatory. There are 'Consultar' and 'Limpar' buttons. Below the form is a table with three columns: 'Seleção', 'CNPJ / CPF', and 'Razão social / Nome'. The 'Seleção' column has a radio button selected. The table shows one entry: '00.000.000/0001-00' and 'Empresa xxxxxx Ltda'. At the bottom, there are buttons for 'Incluir' and 'Cancelar'.

3.2.3 製品情報

次に「Dados do registro de produto」（登録する製品のデータ）で製品情報を入力する。「Denominação de venda」（製品名）では使用する製品名を入力。「Processo nº」（プロセス番号）は自動的に入力される。「Área」（分野）では製品の分野をリストから選択する（水産物は「Pescado e derivados」を選択）。

「Produto padronizado」（標準された製品）では、ルーペのアイコンをクリックするとリストが表示されるので、DIPOAによって標準化された名称（カテゴリー）をリストから該当するものを選択する（非常に細かく分類されているのでもっとも適合するものを選ぶ）。標準名を選択すると、製品に規格が定められているかどうかをシステムが検証、もし規格があれば「Produto regulamentado」（規格化された製品）のリストの選択ができるようになるので該当するものを選択する。

「Categoria produto」（製品カテゴリー）、「Processo tecnológico de produto」（製品の技術プロセス）、「Característica de produto」（製品の特長）、「Forma de conservação de- produto」（製品の保存方法）、「Unidade de medida」（寸法の単位）は標準化された製品名称をリストで選択すると自動的に表示される。「Forma de obtenção」（原料の取得方法）は製品カテゴリーで水産物（Pescado e derivados）を選んだ場合、漁獲魚か養殖魚かを選択する。

「Finalidade de produto」（製品の用途）では食用（Comestível）か非食用（Não comestível）かを選択する。

図 3-24 製品登録情報

Dados do registro de produto

Denominação de venda **製品の販売名**

Processo n° **プロセス番号：自動入力**

Área **製品分野：Pescado e derivados**

Produto padronizado **標準化された製品：選択**

Produto regulamentado **規格のある製品**

Categoria produto **製品カテゴリー**

Processo tecnológico de produto **製品の技術プロセス**

Característica de produto **製品の特長**

Forma de conservação de produto **製品の保存方法**

Unidade de medida **寸法の単位**

Forma de obtenção **原料取得方法：Cultivo（養殖）またはCaptura（漁獲）**

Finalidade de produto **製品の用途：Comestível（食用）またはNão-comestível（非食用）**

図 3-25 標準名の登録

Pesquisar Produto padronizado

Categoria do produto

Produto padronizado **標準化された製品の名称を選択する**

Nome do produto	Categoria do produto	Característica do produto	Processo tecnológico do produto	Forma de conservação do produto	Espécie
<input type="radio"/> CARNE MANUALMENTE SEPARADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MECANICAMENTE SEPARADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	MECANICAMENTE SEPARADA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MOÍDA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MOÍDA MOLDADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	MOLDADO(A)	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MOÍDA MOLDADA EMPANADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS NÃO SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO	NÃO SE APLICA	MOLDADO(A) EMPANADO(A)	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MOÍDA MOLDADA EMPANADA PRÉ-FRITA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO	NÃO SE APLICA	MOLDADO(A) EMPANADO(A) PRÉ-FRITO(A)	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> FARINHA DE PEIXE	PRODUTOS SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO - COZIDO	NÃO SE APLICA	COZIDO(A)	AMBIENTE	Peixe
<input type="radio"/> LINGUÇA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS NÃO SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> MIÚDOS CONGELADOS DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> MIÚDOS COZIDOS CONGELADOS DE PEIXE	PRODUTOS SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO - COZIDO	NÃO SE APLICA	COZIDO(A)	CONGELADO(A)	Peixe

[Página: 1/7]

製品の標準名を選択すると、水産物の場合は原料の魚の学名と一般名を記入する欄が表示されるので、該当する学名を入力する。

図 3-26 製品登録情報

Pesquisar Produto padronizado

Produto padronizado
peixe

製品の名称を選択

Nome do produto	Categoria do produto	Característica do produto	Processo tecnológico do produto	Forma de conservação do produto	Espécie
<input checked="" type="radio"/> CARNE MANJALMENTE SEPARADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MECANICAMENTE SEPARADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	MECANICAMENTE SEPARADA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MÓIDA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MÓIDA MOLDADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	MOLDADO(A)	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MÓIDA MOLDADA EMPANADA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS NÃO SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO	NÃO SE APLICA	MOLDADO(A) EMPANADO(A)	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> CARNE MÓIDA MOLDADA EMPANADA PRÉ-FRITA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO	NÃO SE APLICA	MOLDADO(A) EMPANADO(A) PRÉ-FRITO(A)	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> FARINHA DE PEIXE	PRODUTOS SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO - COZÇÃO	NÃO SE APLICA	COZIDO(A)	AMBIENTE	Peixe
<input type="radio"/> LINGUIÇA CONGELADA DE PEIXE	PRODUTOS NÃO SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> MIÚDOS CONGELADOS DE PEIXE	PRODUTOS EM NATUREZA	NÃO SE APLICA	NÃO SE APLICA	CONGELADO(A)	Peixe
<input type="radio"/> MIÚDOS COZIDOS CONGELADOS DE PEIXE	PRODUTOS SUBMETIDOS A TRATAMENTO TÉRMICO - COZÇÃO	NÃO SE APLICA	COZIDO(A)	CONGELADO(A)	Peixe

[Página: 1/7]

Nome científico
:: Seleccione ::

水産物を選択すると学名を入力するスペースが表示される。

選択確認

Incluir Cancelar

「Atributos específicos」(特性)のセクションでは、ハラール、オーガニック、機能的、品質シールその他の製品について特記すべき特性があれば登録する。特性によっては証明書が必要となり、その場合は図3-45で記載された方法を用いて書類を送付する。

図 3-27 特記情報

Atributos específicos

Atributos específicos	Atributos específicos selecionados
Alegação funcional/saúde	NÃO SE APLICA
Alimento para fins especiais	
Decisão judicial	
Denominação de origem/indicação de procedência/denominação de origem protegida - dop	
Exclusivo para exportação	
Halal	
Informação Nutricional Complementar	
Kosher	
Prêmios	
Produto orgânico	
Produtos cárneos amaciados mecanicamente ("tenderizados")	
Raças de bovinos específicas	
Selos de qualidade	
Uso de marcas de tercelos	
Uso de novo ingrediente(alimento)(resolução 14/99 da amisa)	

「Outras Informações」(その他の情報)のセクションでは規格が定められている製品(「Produto Regulamentado」)を選択する。

図 3-28 規格が定められている製品

その他の情報

Outros Informações (i):

Produto Regulamentado

規格がある製品

製品カテゴリと製品標準名を選択する。「Consultar」をクリックして検索するとリストが表示されるので、該当するものを選択して「Incluir」で追加する。

図 3-29 その他の情報

Pesquisar Produto padronizado

Categoria produto

製品カテゴリ

Produto padronizado ⓘ

製品標準名

Consultar

Limpar

Nome do produto	Categoria produto	Característica de produto	Processo tecnológico de produto	Forma de conservação de produto	Espécie
Nenhum registro encontrado					

[Página: 1/1]

Incluir

Cancelar

「Incluir dados da espécie」(種類のデータ)のセクションでは、「Grupo de espécie」(種類のグループ)と「Espécie」(種類)をリストの中から選択する。

図 3-30 原料の種類

Incluir dados da espécie

Dados da espécie 種類のデータ

種類のグループ

* Grupo de espécie

Selecione ::

PESCADO

* Espécie 種類

Selecione ::

PEIXE

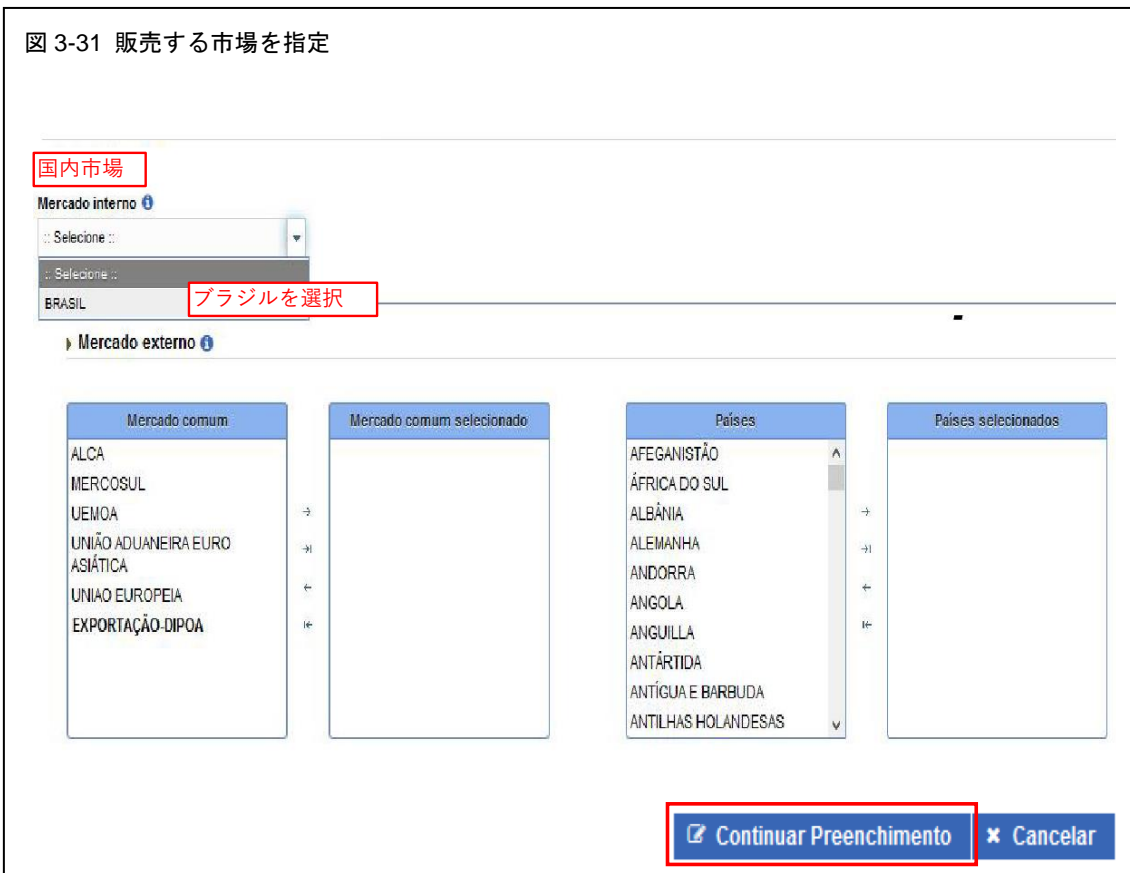
*Campo(s) de preenchimento obrigatório

Confirmar

Cancelar

「Comercialização」(販売)のセクションでは、販売する市場を指定する。「Mercado

interno) (国内市場) では、「Brasil」を指定する。「Continuar Preenchimento」(続けて入力) をクリックして先に進む。



3.2.4 製品の成分の登録

「Dados do ingrediente da composição」(含まれる成分のデータ)のセクションでは、各成分を一つ一つ登録するようになっている。「単位」フィールドの記入には注意が必要で、最初に選択したオプションは変更できず、その後に追加されたすべての成分は、最初に追加された成分と同じ単位が選択されるようになっている。

「Tipos de Ingredientes」(成分のタイプ)では、「Aditivo」(添加物)、「Aromo Artificial」(人工香料)、「Aroma idêntico ao natural」(天然香料に類似した合成香料)、「Aroma Natural」(自然香料)、「MIX」(ミックス)、「Único」(単体)の中から選択する。例えば冷凍の魚の場合は「Único」を選ぶ。それぞれの成分のタイプで「Nome do ingrediente」(成分の名称)の画面、リストが変わる。

図 3-34 成分のタイプが添加物の場合

Ingrediente da composição

Dados do ingrediente da composição

* Tipo de ingrediente
:: Seleção ::
Aditivo

* Nome do ingrediente
[Search button]

Quantidade
[Input field]

* Unidade de medida
:: Seleção ::

Porcentagem
[Input field]

*Campo(s) de preenchimento obrigatório

Confirmar Cancelar

図 3-35 添加物の検索画面

Pesquisar Ingrediente

Nome do ingrediente
成分名入力 (任意)。

成分リストへ

Consultar Limpar

検索結果のリストが表示されるので、該当する添加物を選択して成分登録に加える。

図 3-36 添加物の検索画面

Pesquisar Ingrediente

- ACETATO DE POTÁSSIO - INS 950
- ACETATO DE CÁLCIO - INS 263
- ACETATO DE COLINA - INS 10011
- ACETATO DE POTÁSSIO - INS 261
- ACETATO DE SÓDIO - INS 2621
- ACETATO ISOBUTIRATO DE SACAROSE - INS 444
- ÁCIDO ACÉTICO - INS 260
- ÁCIDO ADÍPICO - INS 355
- ÁCIDO ALGÍNICO - INS 400
- ÁCIDO ASCÓRBICO - INS 300

該当するものを選択する

[Página: 1/36]

成分に追加する

Incluir Cancelar

複数の成分が含まれる「MIX」を「Tipos de Ingredientes」(成分のタイプ) で選んだ場合、複数の成分を追加できる「MIX」用のフィールドが表示される。「Nome do ingrediente」(成分の名称)、「Quantidade do MIX」(量)、「Unidade de medida do MIX」(単位)、「Porcentagem

no MIX」(割合)を入力あるいは選択する。複数の成分を一つずつ選択・入力して「+Inserir」で追加していくようになっている。追加した成分のリストが表示されるので、すべて入力が終われば「Confirmar」(確認)をクリックして登録する。

図 3-37 MIX (2 つ以上の成分でできている場合) の入力画面

「Processo de Fabricação」(製造工程)のセクションではフィールドに製造工程をテキストで入力する。内容は原材料の入手から、処理の時間、温度、加工、包装システム、賞味期限、品質管理など、すべての段階を網羅した詳細で完全なものでなければならない。

図 3-38 「Processo de Fabricação」(製造工程)のフィールド

3.2.5 ラベルの登録

ラベルの登録は「Rótulo Cadastrado」(登録されているラベル) セクションで「+Novo」(新規登録) をクリックして「Inclusão de rótulo」(ラベル追加) のセクションに移動して行う。「Marca do produto」(製品名)、「Número do registro do produto」(製品番号)を入力する。製品番号は連番でつける。「Data Início」(開始日)「Data Término」(終了日)はラベルの有効期限で、システムによって自動的に入力される。

次に登録するラベルの図案の送付を行う(ラベルの内容は「4. 水産物のラベルの作成」を参照)。「Procurar」(検索)でユーザーのパソコンに保存されている図案のファイルを選択、次に「Anexar」(添付) ボタンをクリックする。選択されたファイルのリストが表示されるので確認する。ラベルの図案には目盛り、寸法、備考が記入されている必要がある。また色見本、製品写真も添付、送付することもできる。

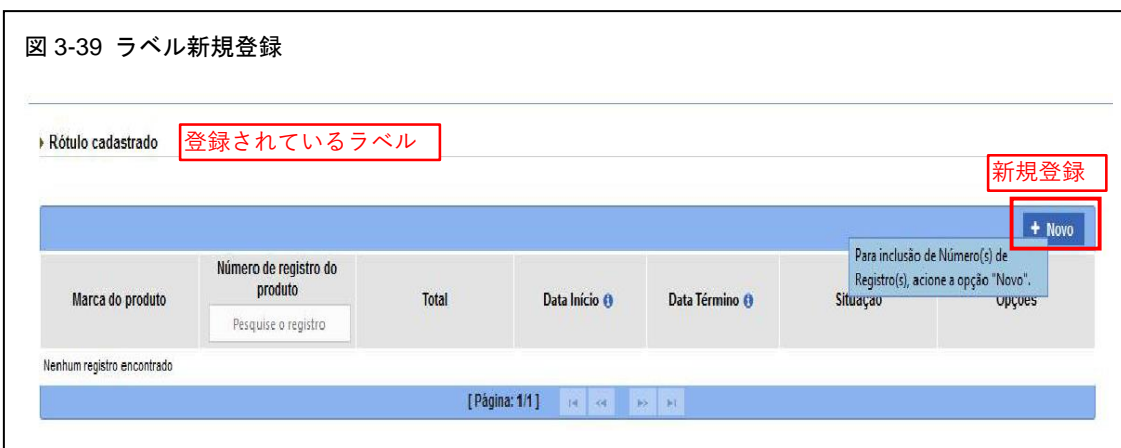


図 3-40 ラベルの新規登録

Inclusão de rótulo

▶ Dados do rótulo **ラベル情報**

* Marca do produto **製品名**
 TESTE 1

* Número de registro do produto **製品番号**
 0001

* Situação
 Ativo

Data Início
 Data Término

▶ Anexar rótulo **ラベル図案の送付**

ラベルの有効期限 (自動的に入力される)

Selecionar arquivo
 Procurar Anexar Limpar

ファイルを選択 **ファイルの添付**

Lista de rótulo anexado **送付されるラベル図案のファイル名**

Marca do produto	Nome do arquivo	Data	Situação	Opções
TESTE 1	15.png	14/11/2016	Ativo	

[Página: 1/1]

包装の登録は「Embalagem Cadastrado」（登録されている包装）画面で「+Novo」（新規登録）をクリックして「Inclusão de embalagem do produto」（製品包装の追加）画面に移動する。「Categoria da embalagem」（包装のカテゴリー）で食品に直接接触する「Primária」（一次包装）か間接的に触れる「Secundária」（二次包装）かを選択する。

「Tipo de embalagem」（包装のタイプ）は包装資材のことを意味し、プルダウンから該当する資材を選択する。

「Quantidade」（量）は内容量のことので「Até」（～まで）に数値を入れることにより幅をもたせることができる。「Unidade de medida」（単位）で使用する単位を選ぶようになっている。内容に間違いがなければ、「Confirmar」（確認）で登録する。

図 3-41 包装の新規登録

Embalagem cadastrada

登録されている包装

新規登録

+ Novo

Categoria da embalagem	Tipo de embalagem	Qtde. de produto acondicionado por embalagem	Unidade de medida	Situação	Opções
	Pesquise a embalagem				

Nenhum registro encontrado

[Página: 1/1]

図 3-42 包装の新規登録

Inclusão de embalagem do produto

包装の登録

▶ Dados da embalagem **包装の情報**

* Categoria da embalagem
Primária **包装のカテゴリ：選択**

* Tipo de embalagem
Polietileno **包装のタイプ（資材）：選択**

Qtde. de produto acondicionado por embalagem
 Qtde Unitária Qtde Intervalo

* Quantidade **内容量** * Até

* Unidade de medida
:: Seleccione :: **内容量の単に：選択**

* Situação
Ativo

*Campo(s) de preenchimento obrigatório

確認 **Confirmar** **Cancelar**

「Vinculação entre embalagem e rótulo」（包装とラベルの関連付け）セクションでは、先に登録した包装とラベルをリンクさせる。これはラベルを1つまたは複数のどの包装に使うかを関連付けるためである。「Embalagem cadastrada」（登録された包装）で該当する包装を、「Rótulo cadastrado」（登録されているラベル）で該当するラベルを選ぶ。選択が正しいことを確認して「Confirmar」（確認）で登録する。

図 3-43 包装とラベルのリンク

Vinculação entre embalagens e rótulos

包装とラベルのリンク

新規登録 **+ Novo**

Categoria da embalagem	Tipo de embalagem	Qtde. de produto acondicionado	Unidade de medida	Marca do produto	Nº do registro do produto	Situação do rótulo	Data início do vínculo	Situação do vínculo	Opções
	Pesquise a embalagem				Pesquise o registro				

Nenhum registro encontrado

[Página: 1/1] << >> >>>

図 3-44 包装とラベルのリンク

各種ファイルの送付のセクションでは、送付の義務の有無にかかわらずファイルを送ることができる。このセクションで送付する文書は、「Atributos específico」（製品についての特記事項）、製品カテゴリー、製品の成分組成と製造工程に関するものである。「Nome do arquivo」（ファイル名）でパソコンに保存されているファイルを選択する。「Envio obrigatório」（送付の義務）で送付が必須のものかを選択する。送付できるのは DOC、DOCX、PDF、XLS、XLSX、ODF、JPG、PNGXLS、XLSX、ODF、JPG、PNG の拡張子のもので、最大のファイルサイズは 5 MB となっている。ファイル名は内容を表すものにしなければならない。

図 3-45 各種ファイルの送付

3.2.6 登録情報の確認と送付

これまでの作業を終えると、製品の審査を受けるために、入力した全データを送信する。下書きとして保存する場合は「Salvar Rascunho」（下書きの保存）、完成して送信する場合は「Salvar e Enviar」（保存して送信）、これまでのデータを破棄する場合は「Cancelar」（キャンセル）をクリックする。



「製品登録データ」セクションで「規格のある製品」を選んだ場合、登録申請は自動的に承認されるが、製品が規格化されていない場合は、申請内容は分析・審査に送られる。自動的に承認された場合は、ステータスが「Aprovada」（承認）に変わる。分析・審査に送られた場合は「Enviada」（送付済み）に変わり、審査後、「Aprovada」（承認）、「Aprovada com ressalva」（留保付きで承認）、「Com pendência」（保留中）、「Reprovada」（不承認）いずれかのステータスが表示される。

4 水産物のラベルの作成

ブラジルでは輸入食品について、ポルトガル語でのラベルを使用することが義務づけられている。ラベルはパッケージへ直接プリントするか、シールを作成して製品に貼付するようになっている。シールの貼付は輸出前、ブラジルに製品が到着してからのどちらでもいいが、販売前に必ず行われなければならない。水産物を含む動物由来製品の場合は、DIPOAへの登録の際に寸法入りの図案の提出が必要となり、製品情報とともにラベルの内容も審査の対象となっている。登録申請時点では登録番号や輸入者は決まっていないので、その部分は空白にしてもいいと思われる。

ラベル作成にあたって注意しなければならないのは、内容について MAPA と国家衛生監督庁（ANVISA-Agência Nacional de Vigilância Sanitária）の2つの機関が管轄しており、それぞれが規範指示（Instrução Normativa）¹⁶、理事会決議（Resolução da Diretoria）¹⁷として内容を規定していることである。とくに ANVISA ではアレルギー警告、栄養表示など安全面での表示内容を重視しており、水産物で甲殻類と魚がアレルギーをおこす可能性のある食品としてリストアップされているので注意が必要である。MAPA の規制は動物由来製品に特化したものだが、ANVISA のものは包装された食品全般を範疇としている。

ラベルの図案は、コンサルタントやインポーターの担当者のオリエンテーションを受けながら進めていくのが現実的である。一般の食品の場合は、インポーターが作成することが多い。

4.1 MAPA の表示義務項目

- ・販売名（名称）：ラベルの正面に目立つ文字で、体裁も色も統一し、絵や他の文字を散りばめることなく表示しなければならない。使用するフォントの大きさは、商標やロゴがある場合は、その大きさに比例したものでなければならない。
- ・原材料のリスト：量の多い順に記載する。添加物についてはその作用、名称および INS（食品添加物の国際番号システム）番号を記載。2種類以上の原材料からなる混合原材料は、原材料のリストを括弧書きにして比率の降順に並べて表示する。
- ・内容量

¹⁶ 農務省訓令第22号・2005年11月24日

INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 22, DE 24 DE NOVEMBRO DE 2005

https://www.cidasc.sc.gov.br/inspecao/files/2012/08/instru%C3%A7%C3%A3o-normativa-22_2005.pdf

¹⁷ 国家衛生監督庁理事会決議第727号・2022年7月1日付

RESOLUÇÃO DA DIRETORIA COLEGIADA - RDC Nº 727, DE 1º DE JULHO DE 2022

https://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6503668/%281%29RDC_727_2022_COMP.pdf/8167fbac-395a-4189-ab43-024e4d3aa667

- ・ 原産地：「Fabricado em.....」（国で製造された）、「Produto」（国の製品）、
「Indústria.....」（国製）という表現を用いる。
- ・ 製造施設（メーカー）の社名または商号および所在地
- ・ 輸入業者の社名または商号および所在地
- ・ 製造施設のカテゴリー：施設が農務省動物由来製品検査部（DIPOA）に登録されたもの
- ・ 輸入業者の国家法人登録番号（CNPJ）
- ・ 製品の保存方法：保存に特別な条件が必要な動物由来製品のラベルには、通常の特性を維持するために必要な注意事項を記載する必要がある。保存温度によって賞味期限が変化する冷凍製品については、温度ごとの特性を表示する。
- ・ 製品の商標
- ・ ロット番号
- ・ 製造年月日
- ・ 品質保証期限
- ・ 成分
- ・ DIPOA への登録番号：「Registro no Ministério da Agricultura SIF/DIPOA sob nº-- --/-----」というように表記する。
- ・ 調理および使用方法についての指示（必要な場合）

4.2 ANVISA の表示義務項目

- ・ 販売名称
- ・ 原材料のリスト
- ・ 食物アレルギーの原因となる主な食品に関する警告
- ・ 乳糖に関する警告
- ・ 国家衛生監督庁理事会決議第 421 号・2020 年 9 月 1 日付に基づく新しい成分構成、またはそれに代わるもの
- ・ 食品添加物の使用に関する警告
- ・ 栄養表示
- ・ 内容量
- ・ 原産地表示
- ・ ロット番号

- ・賞味期限
- ・食品の保存、調理および使用に関する指示（必要な場合）
- ・特定の規則により要求されるその他の情報

4.2.1 アレルギー警告の表示

アレルギー警告の表示については、ANVISA は理事会決議第 727 号・2022 年 7 月 1 日付で「アレルギーの原因となる主な食品を含む、またはそれに由来する食品には、必要に応じて警告を表示しなければならない」と定めている。甲殻類と魚類はアレルギーを引き起こす可能性のある物質のリストに入っている（同付属書 III）。

アレルギー物資が含まれる場合、「アレルギー：（食物アレルギーの原因となる食品の一般名）を含む」、「アレルギー：（食物アレルギーを引き起こす食品の一般名）の由来物を含む」「アレルギー：（食物アレルギーを引き起こす食品の一般名）及びその由来物を含む」という表現を表示する義務がある。またアレルギーを引き起こす物資が含まれないことを保証できないときは、「アレルギー：（食物アレルギーの原因となる食品の一般名）が含まれている可能性がある」とする。甲殻類の場合は「アレルギー性：甲殻類（一般名）を含む」「アレルギー性：甲殻類の派生物を含む（一般名）」「アレルギー性：甲殻類及びその派生物を含む（一般名）」と表記する。

加工品などでグルテンを含む原料を使用している場合はそれを表記しなければいけない（法令第 10674 号・2003 年 5 月 16 日付）¹⁸。

4.3 遺伝子組換え成分に関する表示

加工品などで 1%を超える遺伝子組換え成分が含まれているすべての水産物を含む動物由来製品（動物飼料を含む）のパッケージのラベルには、それを消費者に知らせるために「T」マークを表示しなければならない（政令第 4680 号・1969 年 4 月 24 日、農務省省令第 2658 号・2003 年 12 月 22 日）。

4.4 栄養成分表

食品のラベルへの栄養成分表の記載は、ANVISA が規制しているが、記載方法が 2020 年

¹⁸ LEI No 10.674, DE 16 DE MAIO DE 2003

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/2003/110.674.htm#:~:text=LEI%20No%2010.674%2C%20DE%2016%20MAIO%20DE%202003.&text=Obriga%20a%20que%20os%20produtos,de%20controle%20da%20doen%C3%A7a%20cel%C3%ADaca.

に国家衛生監督庁理事会決議第 429 号・2020 年 10 月 8 日付¹⁹と国家衛生監督庁訓令第 75 号・2020 年 10 月 8 日付²⁰で改正されたので注意が必要となっている。魚と肉については製品に重要な栄養価を付加する成分を含まない場合は、記載は任意となっている（第 75 号付属書 I、同 IV）。

次の項目の記載が義務となっている。

- ・ エネルギー値
- ・ 炭水化物
- ・ 総糖類
- ・ 添加糖類
- ・ タンパク質
- ・ 総脂肪
- ・ 飽和脂肪
- ・ トランス脂肪酸
- ・ 食物繊維
- ・ ナトリウム
- ・ 栄養強調表示、機能性強調表示または健康強調表示の対象となるその他の栄養成分または生理活性物質
- ・ 国家衛生監督庁理事会決議第 714 号・2022 年 7 月 1 日付に従い食品に添加されるその他の必須栄養素で、その量が国家衛生監督庁訓令第 75 号・2020 年 10 月 8 日付の付属書 II に規定される RDA（一日推奨摂取量）の 5%以上であるもの
- ・ 食品に添加される生物活性物質

2020 年の主な変更点は栄養成分表示の表記方法と、特定の成分を一定量以上含んでいる場合におけるシンボルマークの表示義務である。

4.4.1 栄養表示

- ・ 表は背景を白にしてテキストの文字は黒とする。

¹⁹ RESOLUÇÃO DA DIRETORIA COLEGIADA - RDC Nº 429, DE 8 DE OUTUBRO DE 2020
https://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/3882585/%284%29RDC_429_2020_COMP.pdf/f349d256-04d8-4922-9244-3e9b2b7eeccc

²⁰ INSTRUÇÃO NORMATIVA - IN Nº 75, DE 8 DE OUTUBRO DE 2020
https://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/3882585/%283%29IN_75_2020_COMP.pdf/e5a331f2-86db-4bc8-9f39-afb6c1d7e19f

4.4.2 包装表面での含有量についてのシンボルの表記義務

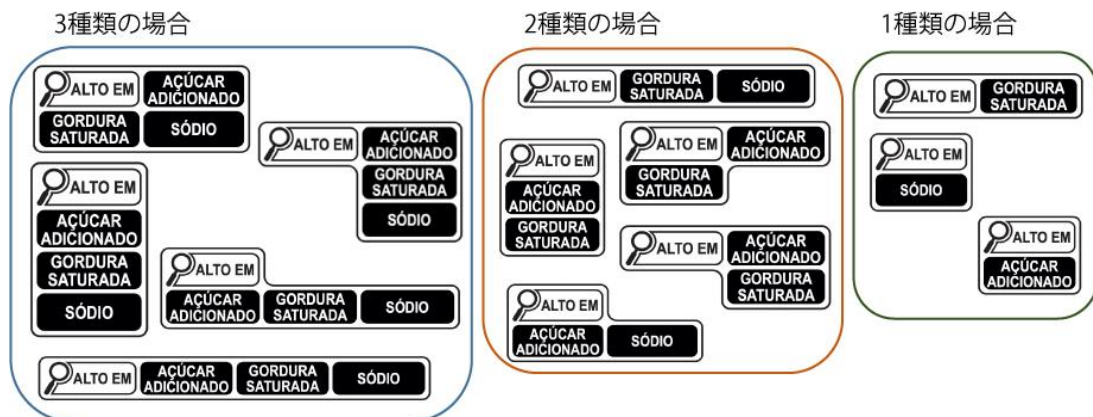
添加糖類、飽和脂肪酸、ナトリウムが基準量以上含む場合、「ALTO」（高含有）と容器包装前面にシンボルで表示することが義務づけられた。シンボルの大きさはパッケージそのもののサイズに応じて決められ、色は黒で背景は白と定められている。

表 4-2 シンボルマークの表示が義務になる含有量の基準値

日本語	ポルトガル語	固形(100g)	液体(100ml)
添加糖類(g)	Açúcares adicionados	≥ 15	≥ 7.5
飽和脂肪酸(g)	Gorduras saturadas	≥ 6	≥ 3
ナトリウム(mg)	Sódio	≥ 600	≥ 300

出所：ANVISA

図 4-1 シンボルマークの見本



出所：ANVISA

5 水産物の規格（RTIQ）

水産物の製品規格は製品ごとに発表されている「特性・品質技術規定」（RTIQ - Regulamentos Técnicos de Identidade e Qualidade）で規定されている。これは動物由来製品の規格であり、国内で販売される製品は輸入品も含めて、この基準を守らなければいけないようになっている（政令第 986 号・1969 年 10 月 21 日付²¹、政令第 9013 号・2017 年 3 月 29 日付）²²。規格は FAO の Codex Alimentariusなどを基準に公聴会、学会の意見などを取り入れながら規定されることになっているが、発表は不定期であり、水産物のすべてをカバーしているわけではないので注意が必要である。とくに貝類についての規格はまだ出ていない。

DIPOA へのラベル・製品登録の手順の中でも述べたように、RTIQ で規格化されている

表 5-1 RTIQ（特性・品質技術規定）がある水産物	
鮮魚	
農務省省令第 185 号・1997 年 5 月 13 日付	Portaria nº 185, de 13 de maio de 1997 ¹
イワシの缶詰	
農務省規訓令第 22 号・2011 年 7 月 22 日付	Instrução Normativa nº 22, de 11 de julho de 2011 ¹
魚全般の缶詰	
農務省訓令第 45 号・2011 年 12 月 13 日付	Instrução Normativa SDA nº 45, de 13 de dezembro de 2011 ¹
マグロ・カツオの缶詰	
農務省訓令第 46 号・2011 年 12 月 15 日付	Instrução Normativa nº 46, de 15 de dezembro de 2011 ¹
冷凍魚	
農務省訓令第 21 号・2017 年 5 月 31 日付	Instrução Normativa nº 21, de 31 de maio de 2017 ¹
塩漬け魚・乾燥塩漬け魚	
農務省訓令第 1 号・2019 年 1 月 15 日付	Instrução Normativa nº 1, de 15 de janeiro de 2019 ¹
エビ	
農務省訓令第 23 号・2019 年 8 月 20 日付	Instrução Normativa nº 23, de 20 de agosto de 2019 ¹
ロブスター	
農務省訓令第 24 号・2019 年 8 月 20 日付	Instrução Normativa nº 24, de 20 de agosto de 2019 ¹
出所：MAPA	

²¹ DECRETO-LEI Nº 986, DE 21 DE OUTUBRO DE 1969

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-

[lei/del0986.htm#:~:text=Del986&text=DECRETO%2DLEI%20N%C2%BA%20986%2C%20DE,Institui%20normas%20b%C3%A1sicas%20sobre%20alimentos.&text=Art%201%C2%BA%20A%20defesa%20e,pelas%20disposi%C3%A7%C3%B5es%20d%C3%AAs%20Decreto%2Dlei](https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/decreto-)

²² DECRETO Nº 9.013, DE 29 DE MARÇO DE 2017

https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2017/decreto/d9013.htm

水産物は、登録は自動的に承認されるようになっている。したがって水産物の PGA-SIGSIF への登録にあたり、まずその製品の規格があるかどうかを調べることは重要である。

現在、水産物では表 5 1 にあるカテゴリーの製品の RTIQ が発表されている。

6 食品添加物について

ブラジル向けの食品で使用できる食品添加物にはポジティブリストが採用されている。

食品添加物・加工助剤の総合的な規制は国家衛生監督庁理事会決議第 778 号・2023 年 3 月 1 日付²³で定められており、「人間が食べても安全であること」「使用について正当性がある」「目的とする効果を得るために必要な最低レベルで使用する」とを前提に使用を認めている。

最新のポジティブリストは国家衛生監督庁訓令第 211 号・2023 年 3 月 1 日²⁴に掲載されている。その中で最大使用許可量は食品ごとに決められており、水産物への使用が許可されている食品添加物・加工助剤は上記訓令の付属書 III の 09.0 に記載されている。また、ANVISA の「食品添加物パネル」²⁵で食品添加物の情報を確認することができる。

ラベル・製品登録では成分として食品添加物を表示する必要があり、食品添加物国際番号システム (INS - International Numbering System) の番号も記載しなければならない。

酵素および酵素製剤の最新のポジティブリストは国家衛生監督庁理事会決議第 728 号・2022 年 7 月 1 日付²⁶に掲載されており、酵素とその原料がリスト化されている。FAO/WHO 合同専門家会議、食品化学コーデックス、米国食品医薬品局の基準に準拠した措置がとられている。

国家衛生監督庁訓令第 211 号では、水産製品に使用できる食品添加物は次のように分類されている。それぞれに使える添加物と最大限量と使用条件が規定されており、製品に応じて調べることができる。

09.0 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む魚介類および魚製品

09.1 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む、生鮮・冷蔵・冷凍の魚類

09.1.1 軟体動物、甲殻類、棘皮動物を除く、生鮮、冷蔵または冷凍の魚類

09.1.2 軟体動物、甲殻類および棘皮動物を除く、生鮮、冷蔵または冷凍の魚介類

09.2 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む魚および魚加工品

09.2.1 熱処理または部分的熱処理を行わない加工魚介類および加工魚介類製品

09.2.2 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む、調理またはフライされた魚介類および魚製品

²³ RESOLUÇÃO DA DIRETORIA COLEGIADA - RDC Nº 778, DE 1º DE MARÇO DE 2023

https://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6561857/RDC_778_2023_.pdf/a89bb838-62e4-4471-a28f-ff28e3e97241

²⁴ INSTRUÇÃO NORMATIVA - IN Nº 211, DE 1º DE MARÇO DE 2023

https://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6561857/IN_211_2023_.pdf/108ca468-25bb-4d32-9e6b-3d96e4858140

²⁵ PAINEL SOBRE ADITIVOS ALIMENTARES

<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrJoiZmQ2ZDBjNTItMDFmMi00MmM5LWE4Y2QtMzBhOGZlYU40GUzliwidCI6ImI2N2FmMjNmLWMzZjMtNGQzNS04MGM3LWI3MDg1ZjVlZGQ4MSJ9&pageName=ReportSection08a3239a66872bb5b7a9>

²⁶ RESOLUÇÃO DA DIRETORIA COLEGIADA - RDC Nº 728, DE 1º DE JULHO DE 2022

https://antigo.anvisa.gov.br/documents/10181/6504113/%282%29RDC_728_2022_COMP.pdf/aa29c8cc-3636-4cd5-bc07-2f9c335a01ad

- 09.2.2.1 軟体動物、甲殻類、棘皮動物を除く、調理済み魚介および魚製品
- 09.2.2.2 軟体動物、甲殻類、棘皮動物を調理したもの
- 09.2.2.3 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む魚介類および魚製品のフライ
- 09.2.3 魚および魚製品の薫製、乾燥、乾燥塩漬けまたは塩漬け
- 09.3 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む半保存状態の魚介類および魚製品
 - 09.3.1 軟体動物、甲殻類、棘皮動物を含む魚介類のマリネおよびマリネ加工品
 - 09.3.2 魚卵およびその他の魚卵製品
- 09.4 軟体動物、甲殻類、棘皮動物、両生類、爬虫類を含む魚の缶詰
- 09.5 魚介類および魚介類のフライ用衣

7 輸入ライセンス

水産物を含む動物由来の製品の輸入にあたり、輸入者は輸入ライセンス (LI - Licença de Importação) を事前に取得する必要がある (農牧食料供給省規制指令第 34 号・2018 年 9 月 25 日)²⁷。

輸入ライセンスは次の条件を満たす製品に与えられる。

- ・ DIPOA により衛生検査制度が審査され、または同等と認められた国の製品、カテゴリ。
- ・ ブラジルへの輸出が認証された施設から出荷されたもの (施設登録)。
- ・ DIPOA に製品・ラベルが登録されているもの。
- ・ 法令に基づきラベル表示されているもの。
- ・ 二国間で合意された条件に基づき、原産国の管轄当局が発行した衛生証明書が添付されているもの。

輸入ライセンスの取得は輸入者によって行われる。まず外国貿易を総合的に管理する統合貿易システム (SISCOMEX - Sistema Integrado de Comércio Exterior) に登録、その後、MAPA の動物由来製品輸入認可電子システム (LECOM - Sistema Eletrônico para autorização de Importação de Produtos Origem Animal) で行うが、その際に施設登録番号、衛生証明書、ラベルの図案などの情報が求められる。

²⁷ INSTRUÇÃO NORMATIVA Nº 34, DE 25 DE SETEMBRO DE 2018
https://www.gov.br/agricultura/pt-br/internacional/portugues/importacao/animal/arquivos/copy_of_IN34.pdf/@@download/file

8 参考資料

2022年3月30日付 MAPA 省令 588 号²⁸は DIPOA への登録についての規則を定めたもので、登録手続きのベースとなるものである。登録が免除されている製品のリストは付属書²⁹に記載されている。

PORTARIA SDA Nº 558, DE 30 DE MARÇO DE 2022

2022年3月30日付 MAPA 省令 588 号 (仮訳)

農畜産防疫局 (SDA - Secretaria de Defesa Agropecuária) の動物由来製品検査部 (DIPOA - Departamento de Inspeção de Produtos de Origem Animal) に登録された施設、およびブラジルへの輸出を許可された外国の施設が製造する食用の動物由来製品の登録、修正、監査、登録取り消しの手続きを承認する。

農畜産防疫局 (SDA) 長官は、政令第 10,827 号 (2021年9月30日付) の第 24、26 条および付属書 I、法令第 1,283 号 (1950年12月18日付)、法令第 7,889 号 (1989年11月23日付)、法令第 9.013 号 (2017年3月29日付)、および訴訟番号第 21000.015993/2021-27 号に含まれる規定を勘案して以下の権限を行使する。

第 1 条 農畜産防疫局 (SDA) の動物由来製品検査部 (DIPOA) に登録された事業所、およびブラジルへの輸出を許可された外国の事業所が製造する畜産物由来の食用製品の登録、修正、監査、登録抹消の手続きを承認する。

第 1 章 一般規定

第 2 条 動物由来製品の登録、変更及び取消は、農業畜産供給省のウェブサイト (www.gov.br/agricultura/pt-br/) で公開されている専用のコンピュータ化されたシステムにおいて、電子的に行われるものとする。

第 1 項 電子システムへのアクセスは、利用者の個人識別情報による事前承認を条件とする。

第 2 項 利用者は、電子的身分証明書の一部であるパスワードの秘密保持に単独で責任

²⁸ PORTARIA SDA Nº 558, DE 30 DE MARÇO DE 2022

<https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-sda-n-558-de-30-de-marco-de-2022-390715039>

²⁹ Anexo

<https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-animal/empresario/ANEXO.pdf>

を負い、いかなる場合にも不正使用の申し立ては認められない。

第3項 コンピュータ化されたシステムの利用ガイドラインは、農畜産供給省のウェブサイト入手できる。

第4項 申請施設は、冒頭で言及したコンピュータ化されたシステムに情報を完全かつ正確に記入する責任を負う。

第3条 国内の施設がこの省令に規定するコンピュータ化されたシステムにアクセスするための申請は、その法定代表者が電子的登録を通じて行うものとする。

第1項 登録のためには、以下の書類を電子的に送付しなければならない。

I- 事業所の定款

II- 法定代表者の個人識別書類

第2項 法定代表者は、登録、修正及び取消に関する手続きを行う委任利用者を承認しなければならない。

第4条 この省令に規定するコンピューター化されたシステムへの外国施設によるアクセス申請は、その代表者が電子登録を通じて行うものとする。

第1項 登録のためには、次の書面を現地語（ポルトガル語）訳とともに電子的に送付しなければならない：

I- 本国当局が発行した書類で、本条例の規定の適用上、事業所の代表者を記載したもの

II- 法定代表者の個人識別書類

第2項 法定代理人は、指定された利用者に対して、登録、訂正、取消に関する活動を行うことを許可しなければならない。

第5条 国内施設の法定代表者および国外施設の法定代表者は、コンピュータ化されたシステムのそれぞれの利用者リストを最新の状態に保たなければならない。

第6条 必要な場合、動物由来製品の登録申請または登録変更の分析、および登録審査は、農畜産防疫局（SDA）の動物由来製品検査部（DIPOA）の管轄部門が一元的に行なう。

補項 動物由来製品検査部（DIPOA）は、動物由来製品検査業務に従事する連邦農畜産調査官を任命し、この条項に規定された活動を実施させることができる。

第2章

動物由来製品の登録および登録の変更

第7条 食用の動物由来製品の登録および登録変更の申請は、国内または外国の施設が、ポルトガル語で記載された以下の情報および書類を添付して行わなければならない。

- I 製品の識別および特性のデータ
- II 成分を量の多い順に示した製品の組成
- III 製品の識別、品質および安全性を確保するため、施設が行う製造工程および管理の詳細
- IV-機能性強調表示または健康強調表示がラベルに記載されている場合は、その使用に関する健康規制機関の評価
- V - 商業用滅菌処理される製品については、包装の種類と製品重量ごとの熱処理の計算
- VI - ラベルに記載されているすべての情報について、その寸法と文字の大きさをミリメートル単位で表した、信頼でき読みやすいラベルの図案
- VII - ラベルに記載された製品の特定の情報、特性または属性を証明するために必要なその他の書類または情報

第1項 製造工程の記述は、詳細かつ整理された明確なものでなければならず、原材料の入手または入荷の段階、時間と温度を含む加工段階、包装形態、製品の保管、保存、輸送のほか、製品に特徴的な特性、識別性、品質、安全性を与える仕様を網羅するものでなければならない。

第2項 登録手続きには、製品の特性、品質、安全性を確保するために施設が実施した分析に関する情報を含めなければならず、特定の規格で規制されていない製品については、満たすべきパラメータを明記することが義務付けられる。

第3項 ラベルの寸法、色、デザインは自由に変更することができ、登録のためにはすべての種類を提出しなければならない。

第4項 次のものは1つの番号で登録することができる。

- I 同じ製造工程を経たと畜動物の肉の部位。
- II 魚やエビは、同じ組成を持ち、同じ製造工程を経たものであれば、種や体裁が異なってもよい。
- III 同じ重量等級の卵。ただし、卵のそれぞれの包装形態、数量、卵の色が説明され、表示されていることが条件となる。
- IV：第24条に定めるガイドラインに従い、動物由来製品検査部（DIPOA）が許可するその他の場合。

第5項 食肉の異なったカット及びそれぞれの形態につき、図にそのバリエーションが記載されている限り、単一のラベルを付すことができる。

第6項 魚類を登録する場合、魚種ごとの販売名をすべてラベルの図案と一緒に記載することを条件に、1つのラベルを提示することができる。

第7項 卵の登録手続きに異なる重量等級が含まれる場合、個々の種類ごとに個別の番号を付さなければならず、また、包装及び色の種類が異なる場合があり得るので、その旨を登録手続きに記載しなければならない。

第8項 外国語のみで印刷された国際市場向け製品の表示は、現地語（ポルトガル語）

への翻訳文を添付して登録しなければならない。

第9項 登録ラベルに異なる登録番号を付すことを条件として、同一の登録出願を異なる商標意匠（ブランド名）に対して行うことができる。

第10項 含有成分は、その成分及び量を登録申請において記載しなければならない。

第8条 動物由来製品検査部（DIPOA）は、登録申請、登録の変更、および本条例に定める検査活動での分析を補助するため、追加情報または書類の提出を求めることができる。

第9条 国内の施設は、製造可能な動物由来製品のみを登録申請することができる。

第10条 外国の施設は、動物由来製品検査部（DIPOA）が交付した認可に基づき、ブラジルへの輸出が認可された製品のみを登録申請することができる。

第11条 製品登録に含まれる情報は、施設が行なう工程と一致していなければならない。

第12条 配合、製造工程、またはラベルの変更は、本省令で規定されるコンピュータ化されたシステムにおいて、登録に含まれる情報を事前に更新することなく行うことはできない。

補項 施設は、最新の規則に従い、添付書類を含め記録を最新に保たなければならない。

第13条 製品に付与される登録番号は、施設が（ラベルで）示さなければならず、農畜産物供給省のコンピュータ化されたシステムのデータベースに保存される。

第1項 各番号は1つの登録に対応し、前の登録が抹消されている限り、重複することなく再利用することができる。

第2項 登録番号はハイフン（-）で区切られ、左側の情報は事業所が定義する変更可能なものであり、右側の情報は固定されたもので、農業畜産供給省への施設の登録番号または管理番号を示す。

第14条 規格が定まっていない動物由来製品は、第7条に記載された情報および書類の事前審査に基づき、登録または登録内容の変更が行われる。

第15条 動物由来の規制が定まっている製品および輸出専用製品は、第7条に記載された情報および書類を提出することにより、自動的に登録または登録内容の変更が行われる。

補項 輸出向け製品は、輸出先国の要求事項に従って製造され、ラベル付けされなければならない。

第 16 条 本省令の附属書に記載された製品は登録が免除され、第 2 条に言及されたコンピュータシステムに登録されなくてもよい。

第 1 項 動物由来製品検査部 (DIPOA) は、農業畜産供給省のウェブサイト上で情報を公開することで、上記のように規定された登録が免除される動物由来製品のリストを更新することができる。

第 2 項 製品の登録免除は、法令で規定されるすべての必須情報を表示する義務を免除するものではない。

第 3 項 前項の規定は、政令第 9,013 号 (2017 年 3 月 29 日付) 第 439 条第 4 項に規定するラベル貼付の免除の場合には適用されない。

第 3 章

製品登録の取り消し

第 17 条 登録は以下の場合に取消される：

I- この省令に規定するコンピュータ化されたシステムで実施される手続において、国内事業所又は外国事業所の代表者の要請があった場合。

II- 現行の法令の規定に違反した場合、またはこの省令第 19 条第 1 項に規定する場合で、動物由来製品検査部 (DIPOA) によって行われる。

III- 動物由来製品検査局への施設登録が取り消された場合で、自動的に行われる。

第 4 章

監査と査察措置

第 18 条 動物由来製品検査部 (DIPOA) は、法令の遵守、書類の適合性、施設が提供する情報を確認するため、製品登録の監査を実施する。

第 19 条 製品登録に関して不適合が発見された場合、動物由来製品検査部 (DIPOA) は国内の施設または外国の施設の所在する国の衛生当局に通知し、不適合を通知するとともに、適用される措置を規定する。

第 1 項 動物由来製品検査部が決定した措置に従わない場合、製品登録は取り消される。

第 2 項 登録の取り消しは、監査手続き中に動物由来製品検査局が判断する法令違反の発覚の結果その他の適切な監査措置の適用を妨げるものではない。

第 5 章

最終規定と移行規定

第 20 条 国内の施設が製造した動物由来製品で、ヒトの食品として使用するための品質仕様または衛生要件を満たさず、ヒトの食品以外の家畜飼料またはその他の使用目的を持つものは、そのラベルに「NÃO COMESTÍVEL」(非食品)という表現と、政令第 9.013 号第 (2017 年 3 月 29 日付) 467 条第 4 号に記載されている検査スタンプで識別されなければならない。

補項 本規定はヒトの食物流通の外にある家畜飼料に使用するために施設が商業的に販売する、ヒトの消費に適した製品には適用されない。

第 21 条 ラベルの図案の変更を伴う登録の変更があった場合、国内施設は、以下の条件を満たすことを条件に、コンピュータシステム上の変更日から数えて最長 120 日間、新しい包装が届くまで、それまでに印刷されていた包装を使用することができる。

I-その印刷包装は、以前に承認された登録に準拠している

II-施設は、当該規定で定められた期間中に、在庫されている包装の使用を適切に管理していること。

III - 製品のトレーサビリティが、製造および商品化の段階で確保されていること。

IV - 成分リストが変更された場合、施設は前回の承認に従って製品を製造しなければならない。

補項 施設は要請があればいつでも、上記の規定に準拠していることを証明するすべての情報と書類を連邦検査部門 (SIF - Serviço de Inspeção Federal) に提供しなければならない。

第 22 条 動物由来製品検査部 (DIPOA) が、コンピュータ化されたシステムのカテゴリー一または規格化された製品を変更した場合、施設はシステムの変更から 180 日以内に、新しいカテゴリーまたは規格化の製品分類で、製品の新規登録を行わなければならない。

補項 本条に規定された期間の満了時点で、施設が再登録を行わなかった場合、以前の登録は取り消されたものとみなされる。

第 23 条 法人登記番号 (CNPJ)、法人名、住所、動物由来製品検査部 (DIPOA) に登録された施設の連絡先が変更された場合、または既に登録されたラベルの図案が変更された場合で、その他の情報は変更されないなら、国内取引用に以前印刷された包装の使用は、第 21 条に定める条件に従い、コンピュータシステムで変更された日から数えて 180 日間許可される。

第 24 条 動物由来製品検査部 (DIPOA) は、農畜産物供給省のウェブサイト (www.gov.br/agricultura/pt-br/) において、この省令に定める手続きに関するガイダンスを提供する。

第 25 条 連邦検査局の管理情報システム (SIGSIF) に紙の書類または電子データで登録

された、まだ有効な食用動物由来製品は、2年以内に第2条で言及されたコンピュータ化されたシステムに再登録しなければならない。

補項 紙の書類または SIGSIF で行われた登録はキャンセルされたものとみなされる。

I - 有効なコンピュータシステムで新規登録が承認された後、本規定に定められた期間内に。

II - 施設が製品の再登録を行わない場合は、当該規定に定める期間の終了時。

第26条 国内または外国の施設は、動物由来製品の登録をこの省令の規定に適合させるために1年の期間を有する。

補項 以前に登録されていた動物由来製品で、現在は登録が免除されているものは、本条例で言及されるコンピュータ化されたシステムで180日以内に登録を抹消し、レベルを調整しなければならない。

第27条 本省令の施行に際して生じた不明な事例または疑問は、動物由来製品検査部 (DIPOA) によって解決される。

第28条 2017年1月18日に公布された SDA 規範指示第1号 (2017年1月11日付) は、ここに失効する。

第29条 この省令は2022年5月2日に施行される。

JOSÉ GUILHERME TOLLSTADIUS LEAL

付属書

登録が免除される動物由来製品

- 1) アピトキシシ
- 2) 蜜蝋
- 3) ミルク粉
- 4) 食用以外のゼラチンおよびコラーゲン製品
- 5) ハチの花粉
- 6) プロポリス
- 7) プルルカ (豚皮を油で揚げたもの)
- 8) トレスモ (厚めの豚皮を油で揚げたもの)
- 9) 以下を含む動物由来の非食用製品
 - ・ 食用製品の工業生産工程から排出される廃棄物。

・動物由来製品の廃棄から得られるもの、およびと殺の過程から不可分に得られる消費に適さない製品を含む、人間の消費に適さないその他の製品。

10) 国内の施設で製造された動物由来の製品で、ヒトの食品として使用するための品質仕様または衛生要件を満たしておらず、ヒトの食物連鎖の外にある家畜の飼料またはその他の目的に使用されるもの。

ブラジル向け水産物輸出ガイドブックー動物由来製品検査部（DIPOA）登録の手順ー
2024年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載